

(案)

第7期登米市障がい者プラン

障害者基本計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画



令和6年3月

登米市

パブリックコメント用

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと計画期間	3
3 策定体制	4
第2章 障がい者を取り巻く状況	
1 登米市の概況	5
2 障がい者等の状況	6
第3章 障害者基本計画	
1 障害者基本計画について	11
2 基本理念	11
3 基本目標	11
4 分野別施策	13
(1) 啓発・広報	13
(2) 教育・療育	14
(3) 雇用・就労	16
(4) 保健・医療	17
(5) 生活支援	18
(6) スポーツ・文化芸術活動	21
(7) 生活環境の整備	22
(8) 防犯・防災対策	23
(9) 情報提供の充実	24
5 障がい福祉施策の重点事項	25
第4章 第7期障害福祉計画	
1 障害福祉計画について	27
2 第7期計画の基本的理念と基本方針	27
3 第6期計画の進捗について	28
4 第7期計画における成果目標の設定	34
5 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策	41
6 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	47

第5章 第3期障害児福祉計画

1	障害児福祉計画について.....	53
2	第3期計画の基本的理念.....	53
3	第2期計画の進捗について.....	54
4	第3期計画における成果目標の設定.....	57
5	障がい児通所支援等の見込量と確保の方策.....	60

第6章 計画の推進

1	計画の推進体制.....	63
2	計画の点検・評価.....	63

◇「障害」及び「障がい」の表記について

本計画では、法令等に基づく制度や事業等の固有名称などについてはそのままの表記とし、特定の事項を示さない一般的な表現や言い回しについては「障がい」と表記します。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」の将来像のもと、令和3年3月に策定した「第6期登米市障がい者プラン（障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」における基本理念として「だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち とめ」と定め、すべての障がいのある人が安心して暮らすことができる地域であるよう、人と人とが支え合い、人としての尊厳をもって生きることができる地域社会の実現を目指し、各種障がい者福祉施策を実施してまいりました。

これからの障がい者福祉を見通すと、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障がいのある人の高齢化も進み、障がいの重度化・重複化の傾向が見られ、障がいのある人の家庭においても介護者の高齢化により“親亡き後”の生活への不安が顕在化していることから、多様化・複雑化するニーズに的確に対応し、ライフステージに応じて関係機関と連携した切れ目のない支援が求められています。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化されるなど、今後も障がい者を取り巻く環境は大きく変化していくものと考えられます。

このような状況の中、現行の「第6期登米市障がい者プラン（障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」が令和5年度で計画期間の終了を迎えることから、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方針を示すとともに、障がい者の地域生活や社会生活を支えるための障がい福祉サービス等の充実及び障がい児の健やかな成長と発達を支える障がい児支援の強化と充実を図ることを目的として「登米市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の3つの計画をもって『第7期登米市障がい者プラン』を策定いたします。

◆合理的配慮

障がいのある人からの求めに応じて、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を行うこと。

◆社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度、慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など）及び観念（偏見など）その他一切のものをいう。

《障がい者施策をめぐる制度改正と近年の動き》

「障害者差別解消法」の改正（令和3年5月成立、令和6年4月施行）

障がいを理由とする差別的な取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務、差別の解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。これまで努力義務であった事業所における合理的配慮の提供が、義務化されました。

「医療的ケア児支援法」の施行（令和3年6月成立、令和3年9月施行）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として成立しました。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行

（令和4年5月成立、令和4年5月施行）

障がい者があらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務が示されています。

「児童福祉法」の改正（令和4年6月成立、令和6年4月施行）

児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障がい種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化等について改正されました。

「精神保健福祉法」の改正（令和4年12月成立、令和5年4月施行）

精神障がい者の権利擁護を図り、地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備について示されています。医療保護入院の同意を行う家族等から、「虐待を行った者」が除かれること等について改正されました。

「障害者雇用促進法」の改正（令和4年12月成立、令和5年4月施行）

障がい者雇用の更なる促進を目的として、雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化、有限責任事業組合算定特例の全国展開、在宅就業支援団体の登録要件の緩和、精神障がい者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長が示されました。

「難病法」及び「児童福祉法」の改正（令和4年12月成立、令和5年10月施行）

難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成に関して、助成開始時期を申請日から診断日へと前倒しが可能となったほか、療養生活支援の強化が示されました。

「障害者総合支援法」の改正（令和4年12月成立、令和6年4月施行）

障害者基本法の理念の現実に向け、障がい者の範囲や支援の見直し、サービス基盤の計画的整備等が定められています。障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等が示されました。

「第5次障害者基本計画」の策定

（令和5年3月策定、令和5年度から令和9年度まで）

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めることを基本理念とし、成果目標等を掲げながら11の分野について計画が示されています。

2 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、市における障がい者のための施策に関する基本的な計画としての「障害者基本計画」とその個別の実施計画となる「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の3つの計画をもって『第7期登米市障がい者プラン』という名称とします。

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいた計画であり、国の「障害者基本計画」、県の「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」に即した市町村計画であるとともに、策定に当たっては、上位計画である「登米市総合計画」、「登米市地域福祉計画」及びその他各分野別の計画と整合性を図るものとします。

図1-1 各計画策定に係る法定上の位置づけ

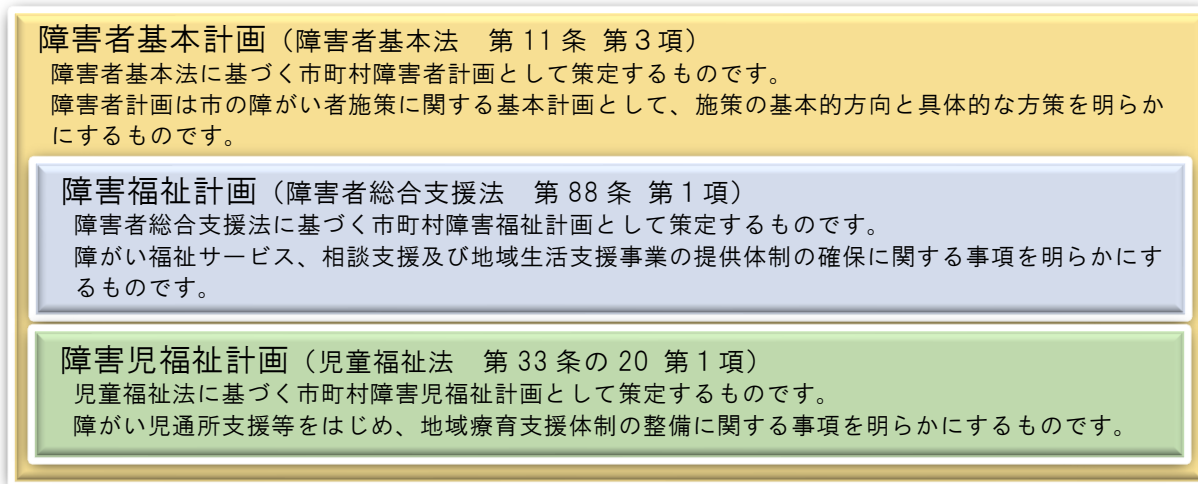
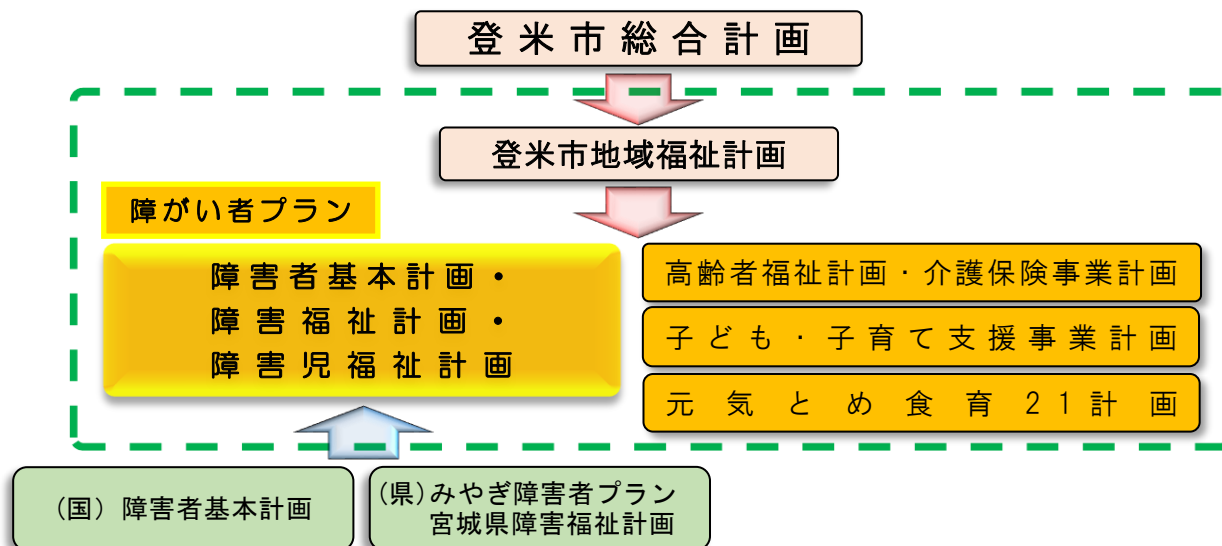


図1-2 計画の位置付けイメージ



※登米市総合計画では、平成27年9月に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標を取り入れています。本計画において主に取り組むゴールは、次のゴールとなります。



目標1：
貧困をなくそう



目標2：
すべての人に健康
と福祉を



目標3：
人や国の不平等を
なくそう

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、計画期間中においても、法改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図 1-3 計画期間

第7期障がい者プラン								
令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障害者基本計画 (令和3～5年度)			障害者基本計画 (令和6～8年度)			次期計画 (令和9～11年度)		
第6期障害福祉計画 (令和3～5年度)			第7期障害福祉計画 (令和6～8年度)			次期計画 (令和9～11年度)		
第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度)			第3期障害児福祉計画 (令和6～8年度)			次期計画 (令和9～11年度)		

(3) 障がい者の範囲

本計画では、障害者基本法や障害者総合支援法などにおいて定義される「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者（発達障がいを含む）」「その他の心身の機能の障がいがある者」「障がい児」「難病患者」を対象とします。

3 策定体制

(1) アンケート調査による障がい者の意向把握

本計画策定の基礎資料として、障がい者（身体障がい・知的障がい・精神障がい者（児）等）を対象に「障がい福祉に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

調査期間：令和5年6月2日から令和5年7月7日まで

調査方法：郵送による配布・回収

調査対象：700人（障がい者 600人、障がい児 100人）

回収数：356件（回収率 50.8%）

(2) 障害者自立支援協議会による審議

本計画の策定は、障がいのある人や児童の実態及びニーズに応じた計画を策定するために、障がい者関係団体、障がい福祉サービス事業者、保健・医療及び教育・雇用関係機関等から構成される「登米市障害者自立支援協議会」において審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定に当たって、令和6年2月8日から同年3月8日までの期間に、市ホームページ、各総合支所、各公民館・ふれあいセンターにおいて計画案が閲覧できるように公表し、市民意見の募集を行いました。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 登米市の概況

(1) 住民基本台帳による人口構造の推移

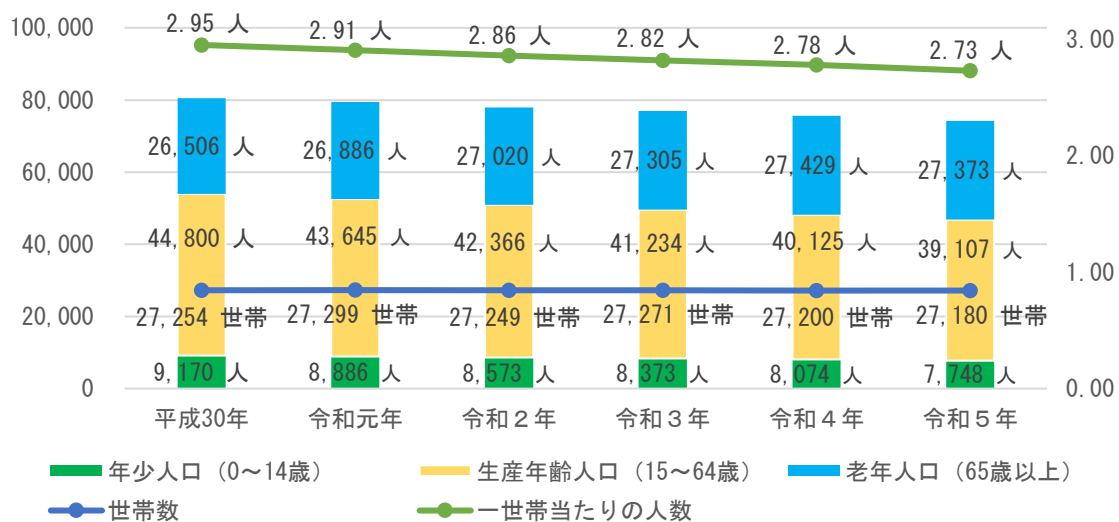
平成30年以降の住民基本台帳における本市の総人口の推移は、平成30年からの6年間で6,248人減少し、令和5年には74,228人となっています。

年齢別3階層人口は、年少人口と生産年齢人口が減少しているのに対し老年人口は増加し、令和5年には総人口の36.9%となり、少子高齢化が進み超高齢社会を迎えています。

一方、世帯数は横ばいで、令和5年に27,180世帯となっています。

また、一世帯あたりの人数は、令和5年で2.73人まで減少し、核家族化の進行や単独世帯の増加傾向がうかがえます。

図表 2-1 総人口の推移（平成30年～令和5年）



単位：人、世帯

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	80,476	79,417	77,959	76,912	75,628	74,228
老年人口 (65歳以上)	26,506	26,886	27,020	27,305	27,429	27,373
	32.9%	33.8%	34.7%	35.5%	36.3%	36.9%
生産年齢人口 (15~64歳)	44,800	43,645	42,366	41,234	40,125	39,107
	55.7%	55.0%	54.3%	53.6%	53.0%	52.7%
年少人口 (0~14歳)	9,170	8,886	8,573	8,373	8,074	7,748
	11.4%	11.2%	11.0%	10.9%	10.7%	10.4%
世帯数	27,254	27,299	27,249	27,271	27,200	27,180
一世帯あたりの人数	2.95	2.91	2.86	2.82	2.78	2.73

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

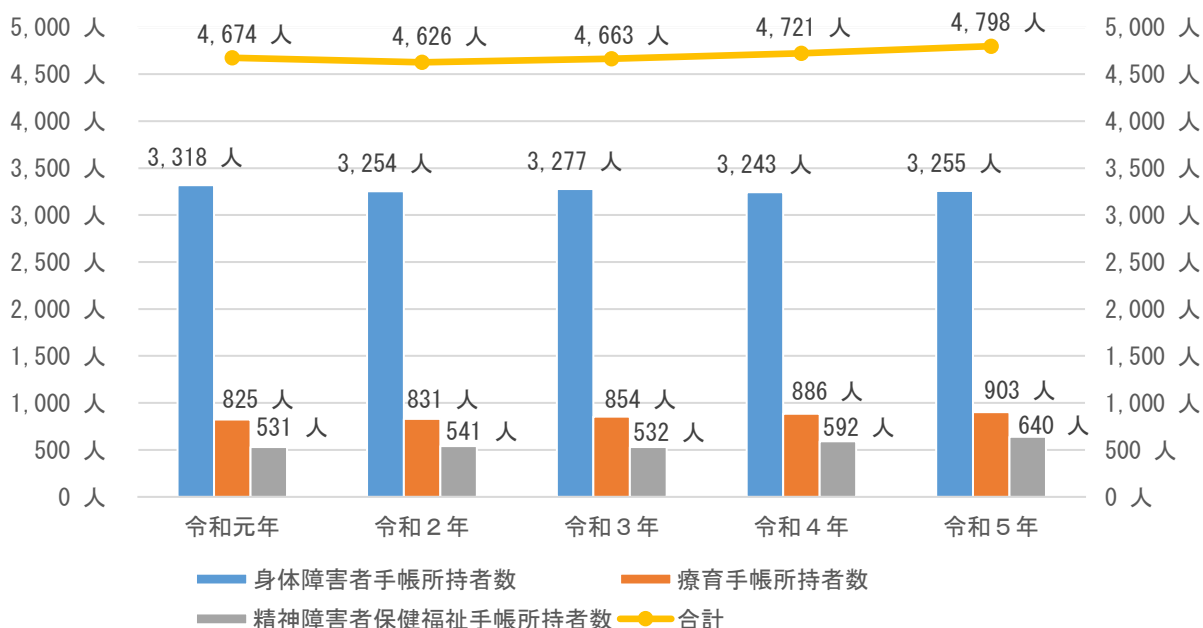
2 障がい者等の状況

(1) 障がい者手帳所持者数

本市における障がい者（児）数の状況は、令和元年以降の障がい者手帳所持者数の推移からみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向ですが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加し、令和5年には障がい者手帳所持者数が4,798人（重複含む）となっています。

また、令和5年における住民基本台帳の総人口（74,228人）に占める障がい者手帳所持者の割合は、6.5%となっています。

図表 2-2 障がいがある人の推移（令和元年～令和5年）



単位：人

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数	3,318	3,254	3,277	3,243	3,255
療育手帳所持者数	825	831	854	886	903
精神障害者保健福祉手帳所持者数	531	541	532	592	640
合 計	4,674	4,626	4,663	4,721	4,798

(各年3月末現在)

(2) 身体障がい

本市における身体障害者手帳所持者数の推移は年々減少傾向にあります。令和5年では3,255人と本市の障がい者手帳所持者数の約7割(67.8%)を占め、そのほとんどが18歳以上となっています。

障がい等級別では1級所持者が最も多く、令和5年の所持者数は974人(29.9%)、障がい種別では、肢体不自由が1,691人で最も多く、全体の約5割(52.0%)を占めています。

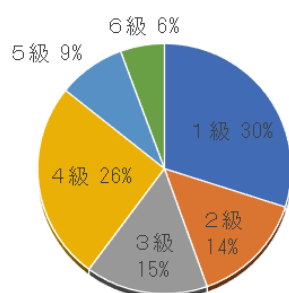
図表 2-3 身体障害者手帳所持者数の推移(令和元年～令和5年)

単位：人

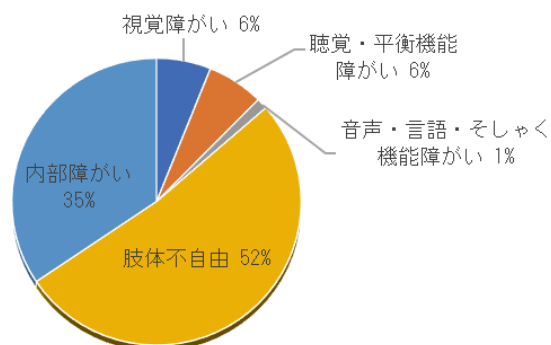
区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年代別	18歳未満	38	39	39	41	38
	18歳以上	3,280	3,215	3,238	3,204	3,217
障がい等級別	1級	1,019	1,005	1,018	1,001	974
	2級	504	488	485	493	474
	3級	525	497	503	494	507
	4級	813	808	810	806	833
	5級	264	267	271	274	280
	6級	193	189	190	186	183
障がい種別	視覚障がい	196	196	197	204	198
	聴覚・平衡機能障がい	206	212	212	211	206
	音声・言語・そしゃく機能障がい	46	42	41	42	40
	肢体不自由	1,780	1,704	1,721	1,687	1,691
	内部障がい	1,090	1,100	1,106	1,099	1,120
合 計		3,318	3,254	3,277	3,243	3,255

(各年3月末現在)

< 障がい等級別の割合(令和5年) >



< 障がい種別の割合(令和5年) >



(3) 知的障がい

本市における療育手帳所持者数の推移は年々増加傾向にあります。令和5年で903人と本市の障がい者手帳所持者数の約2割（18.8%）を占めています。

また、令和5年の年代別の状況は、18歳未満が151人、18歳以上が752人となっています。

障がい程度別でみると、令和5年で最重度・重度であるA判定の人は358人、中度・軽度であるB判定の人は545人となり、A判定、B判定ともに増加傾向にあります。

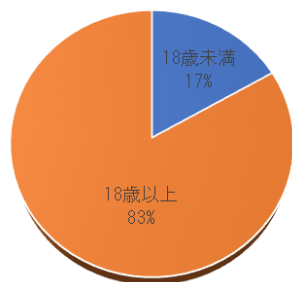
図表 2-4 療育手帳所持者数の推移（令和元年～令和5年）

単位：人

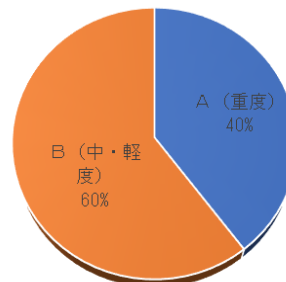
区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年代別	18歳未満	161	155	157	146	151
	18歳以上	664	676	712	740	752
障がい程度別	A	340	339	343	354	358
	B	485	492	526	532	545
合 計		825	831	869	886	903

（各年3月末現在）

< 年代別の割合（令和5年） >



< 障がい程度別の割合（令和5年） >



(4) 精神障がい

本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は、年々増加傾向にあります。令和5年で640人と本市の障がい者手帳所持者数の約1割強（13.3%）を占めており、そのほとんどが18歳以上となっています。

障がい程度別でみると、各年ともに2級所持者が最も多く、令和5年は380人と全体の約6割（59.4%）を占めています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数の推移をみると、令和元年は961人でしたが、令和5年には1,070人となり5年間で109人増加しています。

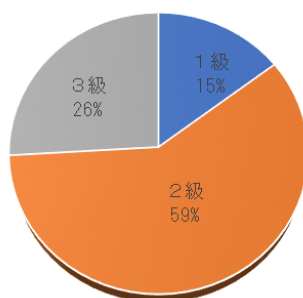
図表 2-5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（令和元年～令和5年）

単位：人

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年代別	18歳未満	5	4	4	5	5
	18歳以上	526	537	528	587	635
障がい程度別	1級	87	79	87	91	94
	2級	321	339	332	359	380
	3級	123	123	113	142	166
合 計		531	541	532	592	640

（各年3月末現在）

< 障がい程度別の割合（令和5年） >



図表 2-6 自立支援医療（精神通院医療）の受給者数の推移（令和元年～令和5年）

単位：人

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	961	1,025	923	1,053	1,070

（各年3月末現在）

(5) 発達障がい

本市における障がい児における発達障がい児童数の割合は、令和5年の障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）受給児童数167人のうち、発達障がい児童数（疑いも含む）は60人となっており、全体の約35.9%を占めています。

自立支援医療受給者証を所持している発達障がい児童数は13人、精神障害者保健福祉手帳を所持している児童数は4人です。

図表2-7 発達障がい児童数

単位：人

区 分	障がい児通所支援受給児童数	自立支援医療受給者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数	左記のいずれかを利用又は所持している人数
自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム）	31	2	4	34
学習障がい（限局性学習障がい）	0	0	0	0
注意欠陥多動性障がい（注意欠如・多動性障がい）	7	11	0	17
その他の発達障がい	2	0	0	2
発達障がい疑い	20	0	0	20
計	60	13	4	73

（令和5年3月末現在）

障がい者における発達障がいの割合ですが、自立支援医療受給者証を所持している発達障がい者は94人となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳を所持している人のうち発達障がい者は70人です。

図表2-8 発達障がい者数

単位：人

区 分	自立支援医療受給者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数	左記のいずれかを利用又は所持している人数
自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム）	51	45	67
学習障がい（限局性学習障がい）	1	1	1
注意欠陥多動性障がい（注意欠如・多動性障がい）	42	24	49
計	94	70	117

（令和5年3月末現在）

(6) 指定難病等

本市における指定難病医療受給者数の推移は、令和4年に減少したものの、その後増加に転じており、令和5年の受給者数は652人、小児慢性特定疾患医療受給者数は76人となっています。

図表2-9 指定難病等医療受給者数の推移（令和元年～令和5年）

単位：人

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病医療受給者	618	630	683	642	652
小児慢性特定疾患医療受給者	71	79	84	76	76

資料：宮城県（各年3月末現在）

第3章 障害者基本計画

1 障害者基本計画について

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づき策定するものであり、障害者基本計画は市の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的な方策を定めるものです。

2 基本理念

だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち とめ

本計画では、第二次登米市総合計画に掲げる本市の将来像「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」を目指し、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会、全ての市民が「だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち とめ」の実現を目指します。

また、障がいのある人の生活課題やニーズが多様化する中で、様々な課題に取り組み、障がいのある人の自立と社会参加を支援していくためには、公的な支援だけでは対応できないことから、地域全体で支援していくことが必要です。

そのため、障がいについての理解や障がいのある人への配慮を促しながら、市民、行政、関係団体、障がい福祉サービス事業者などが連携を図り、障がいのある人の高齢化や多様化、親亡き後を見据え、ライフステージを通じた支援のもとで、共生社会の実現に取り組むこととします。

3 基本目標

基本理念である「だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち とめ」の実現に向けて次の3項目を基本目標とします。

ともに支え合うまち

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に支え合い生活できるまちを目指します。

生き生きと生活できるまち

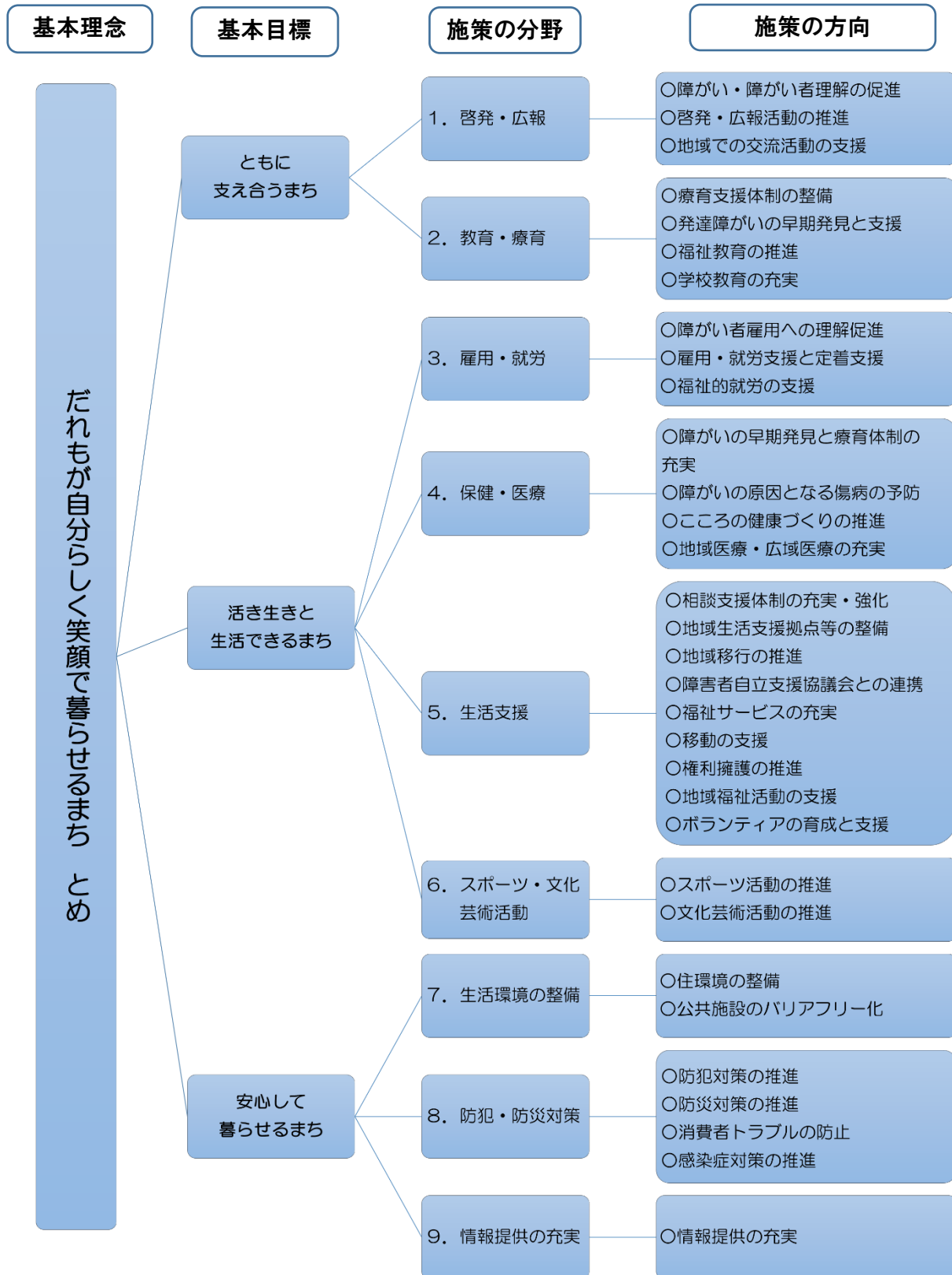
障がいのある人が自らの能力を最大限発揮しながら、自分らしく生きがいを持って生活できるまちを目指します。

安心して暮らせるまち

障がいのある人が必要な支援やサービスを利用しながら、住み慣れた地域で日常生活、社会生活を営むことができるまちを目指します。

施策体系

基本理念の実現に向け、施策の分野を9項目に整理し、それぞれの施策の方向を示し、障がいのある人を社会全体で支援するため施策の展開を図ります。



4 分野別施策

(1) 啓発・広報

〔現状と課題〕

障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性が尊重される地域社会づくりが重要であり、市民や事業者が障がいや障がい特性について正しく理解することが求められています。

本市では、広報紙やホームページ、コミュニティFMなどを通じて、障がいに対する理解を深めるための活動を行い、また、障害者週間や障がいに関するマークの周知、啓発などで障がい者理解の促進を図ってきました。

今回行ったアンケート調査では、全体の半数以上（54％）の人が「障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがある。または少しある」と答えており、場所については、「学校・仕事場」（48％）、「外出先」（36％）、「住んでいる地域」（23％）、「仕事を探すとき」（19％）と答えた人が高い割合になっています。

これらの結果を踏まえ、今後も市民や事業者に対し、障がいや障がいのある人に対する理解、関心を高める取組を継続して実施していく必要があります。

〔施策の方向と展開〕

No.	施策の方向	施策の展開
1	障がい・障がい者理解の促進	講演会・研修会等による理解の促進 障がいのある人の家族、一般の市民を対象に、障がいや病気の理解を深める講演会や研修会等を開催し理解を促進します。
2		交流教育の充実 特別支援学校等での各種行事などを通じた地域交流を支援し、障がいについての正しい理解を促進します。
3	啓発・広報活動の推進	広報等による住民の理解促進と啓発 ホームページ、コミュニティFM等を通じて、市民へ向けた障がい福祉に関する情報の提供を行い、理解促進を目的としたパンフレットを市内飲食店等の事業所へ配布するなど啓発を行います。
4		障害者週間の周知 毎年12月3日から12月9日までの「障害者週間」の周知を図り、障がいに対する理解を促進します。
5		障がいに関するマークの周知 ヘルプマークをはじめとした各種マークが市民に正しく理解されるよう、ホームページやポスター等を通じて周知を図ります。
6		施設整備への理解促進 障がい福祉サービス等事業者と連携し、グループホーム等の開設に向け、地域理解の促進を図ります。
7	地域での交流活動の支援	障がい者団体活動等の周知 障がい者団体や家族会等の活動推進のため、活動内容等の周知を図ります。
8		障がい者団体等の交流・活動支援 障がい者団体や家族会等による障がい種別の枠を超えた交流の機会を支援し、相互に理解できる活動や障がいのない人との交流活動を促進します。
9		福祉イベントの開催支援 福祉に対する理解を深めるための各種催事を支援します。

(2) 教育・療育

〔現状と課題〕

障がいのある子ども一人一人が、その個性を生かし、能力を最大限伸ばすためには、発達の遅れや障がいを早期に発見し、成長段階に応じた学習環境の整備や障がい特性に対応した療育を進めることが重要となります。

アンケート調査では、「相談対応の充実」（59%）や「保護者が介助、支援できないときの一時的な見守りや介助」（58%）、「地域社会と関わる新たな環境づくり」（40%）、といった支援サービス事業の充実及び進路相談等を含めた相談支援への期待が多く寄せられています。また、「小・中学校、高校での教育機会の拡充」（37%）や「地域における療育、リハビリテーション体制」（33%）について、多くの意見が寄せられています。

障がいのある子どもへの支援には、保健・福祉・保育・教育・医療が連携のもと、一人一人の課題を関係機関で共有し、ニーズに応じた支援を提供していく必要があります。

〔施策の方向と展開〕

No.	施策の方向	施策の展開
10	療育支援体制の整備	療育支援体制の一元化に向けた体制整備 「生涯にわたって途切れない支援」のためのシステムづくりを目指し、関係機関と連携しながら具体化に向けた取組を進めます。
11		障がい児への支援サービス事業の充実 障がい児通所支援等については、増加するニーズに対応するため、量の確保と質の向上を図ります。
12	発達障がいの早期発見と支援	発達障がいの早期発見 乳幼児健康診査等を通じ、発達確認や発達障がい等の早期発見を図ります。
13		保育施設の体制整備（特別支援保育所訪問相談事業） 専門家の巡回指導により、保育士の資質向上と専門性を高め、関係機関との連携のあり方を明確にし、発達支援を要する子どもたちの保育の充実を図ります。
14		保育所等訪問支援の実施 障がい児が利用する保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応等を支援することで、安定した保育所等利用の促進を図ります。
15		児童発達支援センターの充実 児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、市の全域の障がい児やその家族への相談・支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として充実を図ります。

No.	施策の方向	施策の展開
16	福祉教育の推進	学校における福祉教育の推進 インクルーシブ教育システム※1の理念のもと、思いやりの心や助け合いの精神を育むため、キャップハンディ体験※2などを行い、福祉教育の充実に努めます。
17		特別支援学校との交流支援 特別支援学校との交流体験を支援し、障がいに対する理解の促進を図ります。
18		生涯学習の推進（障がいの理解） 福祉についての関心を高めてもらうため、障がい福祉に関する出前講座を実施し、地域における障がいへの理解を促進します。
19	学校教育の充実	適切な就学の促進 障がい児や支援の必要な児童の適切な就学のため、児童発達支援センターや特別支援学校、教育委員会等の関係機関と連携した支援体制の充実に努めます。
20		進路相談支援 障がいのある生徒の状況に適した指導を行うため、学校・特別支援学校、行政、障害者就業・生活支援センター等が協力し、就学及び就職を支援します。
21		特別支援教育の体制整備 特別支援教育に係る体制の充実に努めるため、特別支援教育研修会や特別支援教育コーディネーター連絡協議会と連携を図り、人材の確保・育成に努めます。

- ※1 インクルーシブ教育システムとは、すべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育で、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。
- ※2 キャップハンディ体験とは、障がいのない人が、障がいのある状態を疑似体験し、障がいを持つ人の身体状況や気持ちを感じ取って、理解する気づきを目的とした取組のことです。

(3) 雇用・就労

〔現状と課題〕

障がいのある人が、地域において自立した社会生活を送るためには、生活のリズムを保持するとともに、収入の確保につながる「就労」が重要となります。

障がい者への就労に関するアンケート調査では、「職場の障がい者理解」（63%）や「通勤手段の確保」（52%）等の意見が多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」（47%）「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」（45%）となっており、このような不安を解消し、能力や適性に合った働き方ができる支援などが求められています。

このようなことから、障がいのある人がそれぞれの能力・特性に応じて、自立した生活を送るために、関係機関が連携し、福祉施設から一般就労への移行支援や定着支援、就労継続支援事業所における工賃等の向上のため、継続した支援を行う必要があります。

〔施策の方向と展開〕

No.	施策の方向	施策の展開
22	障がい者雇用への理解促進	企業等への制度周知 障がいのある人の雇用拡大のため、関係機関と連携し、障がい者雇用に係る助成制度の周知に努めます。
23		障がい者雇用の促進 就労継続支援A型事業所の参入促進を図ります。また、雇用後の職場に定着できるよう支援体制の充実に努めます。
24		就労相談の充実 就労に関する相談の充実を図るため、障害者就業・生活支援センター等と連携し相談体制の構築に努めます。
25	雇用・就労支援と定着支援	ジョブコーチ支援制度の周知 ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用が図られるよう、関係機関と連携し、制度の周知に努めます。
26		職親制度 ※3 の推進 知的障がいのある人の生活指導や、就労に係る指導を行う職親委託制度を充実するため、職親の確保と制度の周知に努めます。
27	福祉的就労の支援	市の事業等で活用可能な物品の購入、作業等の委託による工賃の向上 市内就労系福祉施設で製作する授産製品をホームページ等で紹介し、また、各種イベントなどで使用する物品について、可能な限り授産製品を利用することや、除草作業などの業務を、就労系福祉事業所に委託するなど、施設利用者の賃金（工賃）の向上に努めます。
28		授産品の販路拡大とネットワーク 就労系福祉事業所や地域活動支援センターで製作した授産製品について、民間企業・店舗の協力や市での調達など、販路の拡大に努めます。

※3 職親制度とは、知的障害者福祉法第16条に基づき、知的障がい者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことです。

(4) 保健・医療

〔現状と課題〕

障がいの原因は、交通事故や労働災害などのほか、糖尿病や脳卒中、心臓病などの生活習慣病、出生前・出生時に起因するものなど、誰にでも起こりえるものです。

近年の傾向では、精神障害者保健福祉手帳の取得者が増えており、障がいの原因となる疾病の早期発見や早期治療、生活習慣の見直しなど、健康保持のための取組やこころのケアを充実させ、地域社会で安心した生活が出来るような支援が重要となっています。

市では、各種健診などによる疾病の早期発見や障がいの理解の見地から、健康診査や保健指導を継続していく必要があります。

また、アンケート調査では、お子さんの障がいや発達課題などの気づきについて、「病院などの医療機関での受診・健診」（33%）、「あなたを含む家族による気づき」（30%）、「乳幼児健診（集団検診）」「保育所・幼稚園などからの助言」「学校からの助言」（11%）となっていることから、乳幼児健診等で発達を確認して障がいの早期発見に努め、障がいのある子どもへの支援のために、保健・福祉・保育・教育・医療が連携のもと、課題を関係機関で共有し、子ども一人一人のニーズに応じたサービス等を提供していく必要があります。

〔施策の方向と展開〕

No.	施策の方向	施策の展開
29	障がいの早期発見と療育体制の充実	乳幼児健診等の実施 乳幼児健康診査を実施し、保護者ととともに発達の確認を行うことにより、障がいの早期発見に努めます。
30		早期療育への理解 保護者と発達の状況を共有し、理解を深めます。また、療育のための相談を実施します。
31	障がいの原因となる傷病の予防	各種健診等の実施 特定健康診査や特定保健指導を通じて、生活習慣病である糖尿病や心疾患、脳血管疾患などによる障がいの防止を図ります。
32	こころの健康づくりの推進	こころの相談の充実 精神疾患を抱えている方や生きづらさを抱えている方及びその家族等が、身近なところで早期に相談できるよう、専門職による精神保健相談を実施します。
33	地域医療・広域医療の充実	入院中の支援 意思疎通が困難な重度障がい者の入院中に、医療従事者との意思疎通が円滑に図れるようホームヘルパー等の派遣を行います。
34		医療サービスの充実 市民が安心して暮らせるよう、救急医療や地域医療連携を強化するとともに、訪問看護・訪問リハビリなどの医療ニーズに対応した体制の充実を図ります。
35		リハビリテーションの充実 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による機能回復訓練を実施し、身体機能等の低下を防ぎ、自立した日常生活や社会生活を送れるよう努めます。

(5) 生活支援

〔現状と課題〕

障がいのある人が安心して暮らしていくためには、様々な支援が必要となります。そのため、障害者総合支援法に基づく「介護・訓練等給付」をはじめ、市町村が行う「地域生活支援事業」など各種サービス事業を行っていますが、年々サービス利用者数や支給量は増加しています。

アンケート調査では、地域で生活するために必要な支援として、「経済的な負担の軽減」(22%)、「相談対応などの充実」(14%)、「地域住民などの理解」(11%)といった意見が多く寄せられています。

市では、障がい者福祉に関する様々な課題について、当事者や家族等からの相談に応じた情報提供や障がい福祉サービスの利用支援などを行う「障害者相談支援事業」を行っていますが、相談内容が多様化、複合化しており、障がいのある人やその家族等が抱える課題の相談に応じる相談支援事業所の人材確保等の体制整備や、相談支援を行う人材育成支援等を実施していく必要があります。

さらに、障がい福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるためには、地域住民の理解や協力が必要であり、在宅支援等のサービスの充実も必要となることから、障がいのある人が地域で安心して生活するために、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの機能を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築（地域生活支援拠点等の整備）を進める必要があります。特に緊急時の受け入れ・対応については、重度障がい者に対する支援体制の整備が必要です。

また、障がいのある人に対する虐待は表面化しにくく、発見が遅れることがあるため、地域住民や民生委員・児童委員、福祉施設関係者など虐待防止にかかる啓発を図ることが重要であり、あわせて「障害者差別解消法」に基づき、差別解消に向けた取組を行う必要があります。

障がいのある人への理解促進、権利擁護に係る周知・啓発は継続した取組が大切であり、引き続き、市民や民間事業者等に対して理解促進につながる取組を実施していく必要があります。

〔施策の方向と展開〕

No.	施策の方向	施 策 の 展 開
36	相談支援体制の 充実・強化	<u>相談支援事業の充実・強化</u> 一般的な福祉相談のほか、困難なケース等への相談、権利擁護のための支援など、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう相談支援事業の充実・強化を図ります。
37	地域生活支援拠点 等の整備	<u>地域生活支援拠点等の整備</u> 入所施設や病院からの地域移行、親元からの自立などを支援するため、地域における居住支援の在り方や、サービス拠点等の整備について検討します。
38	地域移行の推進	<u>地域生活移行者への支援</u> 施設からの退所や病院から退院する方については、サービス利用などを含め、地域移行後の生活ができるよう支援に努めます。
39		<u>グループホーム等の整備促進</u> 親亡き後の生活不安解消や自立した生活の場を確保するため、地域において不足しているグループホーム等の整備について、障がい福祉サービス等事業者と連携しながら促進します。
40	障害者自立支援 協議会との連携	<u>地域自立支援協議会運営の充実</u> 登米市障害者自立支援協議会において、地域の障がい福祉に関する協議や障害福祉計画等の策定、進捗状況の評価等を行い、障がい福祉施策の充実に努めます。
41		<u>個別支援会議の充実</u> 個別支援会議（ケース会議）等から集約される地域課題についてマネジメントを行います。
42	福祉サービスの 充実	<u>障がい福祉サービス等の充実</u> 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等について、障がいの特性に応じた適正な提供ができるよう努めます。
43		<u>障がい福祉サービス等事業者間の連携支援</u> 登米市障害者自立支援協議会や同課題検討部会において、障がい福祉サービス等事業者間の連携を図ります。
44		<u>障がい者手帳を持っていない方への支援</u> 障がい者手帳を所持していない発達障がいや精神疾患、難病等の方が利用できる福祉サービスの周知を図ります。
45		<u>地域活動支援センターの充実</u> 日中の居場所の確保、生活訓練・作業活動を通じた日常生活の安定、社会参加の促進を目指す支援を行います。また、就労継続支援などへ向けたステップアップができるよう事業の充実に努めます。
46		<u>支援職員等のスキルアップ</u> 障がい福祉サービス等事業所に従事する職員等を対象に、発達障がいなど対応が難しいとされる障がいの理解や対応のための研修等を開催し、スキルアップに努めます。

No.	施策の方向	施策の展開
47	移動の支援	<u>福祉タクシーの利用助成</u> 通院や社会参加のためにタクシーを利用する際、料金の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
48		<u>自動車燃料費の助成</u> 通院や社会参加のために利用する自動車の燃料費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
49		<u>透析患者の交通費助成</u> 人工透析を受けるための医療機関への通院に要する交通費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
50	権利擁護の推進	<u>成年後見制度の周知</u> 身寄りがいないなど、当事者による成年後見審判申立ができない場合、市が家庭裁判所に対して申し立てを行います。また、利用に当たっての制度周知に努めます。
51		<u>日常生活自立支援事業の推進</u> 障がいのある人で、判断能力が十分でなく、各種手続きや金銭管理等に不安のある方を支援するため、日常生活自立支援事業（まもり一歩事業）を推進します。
52		<u>障がい者虐待防止の啓発</u> 障害者虐待防止法を踏まえ、障がい者虐待の種類や通報義務等についての広報や啓発に努めます。また、虐待の通報や相談があった場合は、登米市障害者虐待防止センター（生活福祉課）が関係機関と連携しながら対応します。
53		<u>関係機関との連携（協議会の開催）</u> 障がい者虐待に関するケース検討は、相談支援事業者や関係する福祉サービス事業所と連携しながら対応します。また、高齢者虐待防止とともに連絡協議会を開催し情報共有を図ります。
54		<u>障がいを理由とする差別解消のための啓発</u> 障害者差別解消法では、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が示されています。更に、令和6年4月から事業所による合理的配慮の提供が、努力義務から義務化となりました。これらを踏まえた障害者差別解消法の目的や内容の周知に努めます。
55	地域福祉活動の支援	<u>住民組織と福祉関係団体の協働の推進</u> 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域住民や民生委員、自主防災組織などと連携し、協働による地域課題の解決に取り組めるよう支援します。
56	ボランティアの育成と支援	<u>ボランティアの育成</u> 手話通訳などの養成講座や講習会を開催し、ボランティアの育成に努めます。
57		<u>ボランティアセンターの周知</u> ボランティアに関する情報の提供や登録などを行っている登米市社会福祉協議会ボランティアセンターの周知に努めます。

(6) スポーツ・文化芸術活動

〔現状と課題〕

生活を豊かにし、自分らしい生活を送るためにはスポーツ活動や文化芸術活動、レクリエーション活動を行うことが重要です。

アンケート調査では、「外出の目的」に「趣味やスポーツ」(12%)「グループ活動」(3%)と回答した人が少なく、この分野での社会参加が進んでいないことが推察できます。

市では、登米市障がい者福祉協会や登米市手をつなぐ育成会などの障がい者団体が行う、スポーツ・レクリエーション活動について、職員の派遣や移動手段の確保などの支援を行っていますが、さらに多くの方が参加できるよう機会づくりを行い、障がいのある人がそれぞれの能力・特性に応じて、スポーツ・文化芸術活動が楽しみや生きがいづくりに繋がられるよう、関係機関が連携し、継続した支援を行う必要があります。

〔施策の方向と展開〕

No.	施策の方向	施策の展開
58	スポーツ活動の推進	情報提供の充実 障がいのある人がスポーツ等の活動に参加できるよう情報提供の充実に努めます。
59		スポーツ活動への参加促進 障がい者スポーツ大会などの各種スポーツ・レクリエーション大会の開催を推進し、情報提供や運営の支援を行います。
60	文化芸術活動の推進	講座等への手話通訳者等の配置 各種催事や講演会などの開催に際して、必要に応じて手話通訳者等を派遣し、障がいのある人の参加を支援します。

(7) 生活環境の整備

〔現状と課題〕

障がいのある人が、地域の中で安心して生活し、積極的に社会参加していくためには、暮らしやすい生活環境づくりや住宅・公共建築物や道路などの公共施設のバリアフリー化を進める必要があります。

アンケート調査では、「外出するときに困ることは何か」の問いに対し「公共交通機関が少ない」（28％）が多くなっているとともに「道路や駅に階段や段差が多い」（9％）との意見も上がっています。

今日では、障がい者や高齢者等に配慮するバリアフリーの考え方から、全ての人が暮らしやすいユニバーサルデザイン※4の考え方によって変わってきている側面もあることから、これらのことを踏まえ、障がいのある人が安心して暮らせる住みやすい環境づくりと、誰もが使いやすい施設となるようにするために、関係機関が連携し、継続した支援を行う必要があります。

〔施策の方向と展開〕

No.	施策の方向	施策の展開
61	住環境の整備	住宅改修等の支援 重度身体障がい者（児）の日常生活（在宅）における段差解消や利便性を図るため住宅改修費を給付します。
62	公共施設のバリアフリー化	ユニバーサルデザインの推進 公共建築物や道路などの公共施設の整備に際しては、ユニバーサルデザインを考慮した設計の推進を図ります。
63		公営住宅のバリアフリー化推進 公営住宅の整備に際しては、登米市営住宅条例等の整備基準に基づき、バリアフリー化を推進します。
64		都市公園のバリアフリー化推進 都市公園の整備や改修に際しては、登米市高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき、バリアフリー化を推進します。

※4 ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計のことです。

(8) 防犯・防災対策

〔現状と課題〕

市では令和5年度に地域防災計画の改定を踏まえ、避難行動要支援者支援マニュアルの見直しを行い、個別避難計画の作成を進めています。

アンケート調査では、「災害時にひとりで避難できますか」との問いに、「できる」と答えた方が約4割(38%)となっており、「災害時に困ることは何か」との問いでは、「避難所の設備や生活環境が不安」(54%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(39%)「投薬や治療が受けられない」(37%)との回答が多くなっていることから、災害時の要支援者への支援や、指定避難所、福祉避難所の周知等、避難支援等の体制整備を図る必要があります。

〔施策の方向と展開〕

No.	施策の方向	施策の展開
65	防犯対策の推進	犯罪被害の防止 警察と障がい者団体、福祉施設、行政等の連携を促進し、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。
66		消防緊急FAX119・メール119通報システム 聴覚障がい者の緊急時の対応として、登米市消防への通報にFAX119・メール119システムの活用を推進します。
67	防災対策の推進	避難行動要支援者支援制度の推進 避難行動要支援者支援マニュアルに基づき、避難行動要支援者名簿の活用及び個別避難計画の作成を進め、平時からの支援対策、災害発生時等における安否確認や避難誘導等の体制づくりを進めます。
68		防災活動への障がい者参加促進 関係機関と連携し、障がい者が地域での防災訓練等に参加できるよう支援します。
69		避難所の周知 災害時に利用できる指定避難所や福祉避難所の設置場所や利用について周知を図ります。
70		障がい福祉サービス事業所の防災対策の推進 災害時等における利用者の安全を確保するため、避難計画の作成や防災訓練の実施など災害対策についての指導に努めます。
71		緊急時の情報提供 防災ラジオやコミュニティFM、防災メール等を通じて、災害時の避難情報等について、適切な情報発信に努めます。
72		災害時の支援体制 東日本大震災や令和元年東日本台風(台風第19号)の教訓を踏まえ、関係機関と連携し支援体制の構築を推進します。
73		防災メールの普及 緊急時の情報収集手段として登米市防災メールの周知、登録の働きかけを行います。
74	消費者トラブルの防止	消費者トラブルの防止 詐欺商法等の消費者トラブルに係る情報提供を行うとともに、消費生活相談窓口への相談により、被害の未然防止、問題解決に努めます。
75	感染症対策の推進	感染防止対策の推進 福祉避難所等の感染防止対策及び感染症対策に必要な物資の確保・配布について対応していきます。

(9) 情報提供の充実

〔現状と課題〕

障がいの有無にかかわらず、必要な情報が得られることは日常生活の中で重要な要素となっています。また、障がい者が自ら情報を発信できる手段を持ち、コミュニケーションをとることも重要です。

アンケート調査では、「障がいや福祉サービスなどに関する情報を、どこで知ることが多いですか」との問いに対しては、「家族や親せき、友人や知人」(31%)、「市や県の広報誌」「サービス事業所や施設の職員から」(26%)といった回答のほか、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「市役所や保健所などの相談窓口」「医療機関」(25%)といった回答結果となっています。

市では、障がいのある人が速やかに必要な情報が得られるよう、障がい特性に応じた情報提供について、体制を充実させる必要があります。

また、各種サービスや制度等の周知について、市ホームページやガイドブック等の充実を図り、わかりやすい情報提供に努める必要があります。

〔施策の方向と展開〕

No.	施策の方向	施策の展開
76	情報提供の充実	広報紙・ホームページ等での情報提供の充実 広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどの各種情報媒体を活用し福祉情報の提供に努めます。
77		声の広報の実施 登米市広報を音訳する「声の広報」による情報提供をボランティアの協力により引き続き行います。
78		ガイドブックの作成 障がい福祉に関する各種情報をまとめた「障がい福祉のしおり」を作成し、配布します。
79		手話奉仕員の養成 手話奉仕員の技術向上を目指す手話奉仕員研修や手話についての理解を進める手話教室を実施します。また、新たな手話奉仕員の養成を目指して広域連携での研修会等の開催を検討します。

5 障がい福祉施策の重点事項

計画期間における重点的な取組として、前計画において以下の3項目を設定しておりましたが、引き続き、障がい福祉施策の中の重点事項として推進します。

(1) 相談支援事業の充実

本市では、相談支援業務を市内の2事業所に委託し、必要な情報の提供や助言、サービスの利用支援等の相談支援を行っています。

また、障害者自立支援協議会において、市内の相談支援事業所を対象とした研修会を開催するとともに、相談支援部会を設置し、市内の指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員が定期的に集まり、事例検討や事例共有を実施することで、相談支援専門員の不安や負担軽減とスキル向上を図ってきました。

今後は、これまでの取組と併せ、社会情勢の変化に伴った多様化するニーズに対応するため、本市における将来的に望ましい障がい者支援について、基幹相談支援センターのあり方も含め、他自治体の取組等の情報収集を行いながら支援の充実に努めるとともに、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保を図ります。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が、地域社会において安心して生活を送るためには、障がい特性や多様なニーズに適切に対応したサービスの提供が不可欠となります。

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後等、家族の支援力の低下を見据えながら、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、一人一人の適切な支援を切れ目なく提供できる仕組みづくりを目指し、サービスを提供する事業者等の地域資源により地域全体で障がい者を支える地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。

居住支援のための5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備するため、現体制の地域資源を結ぶネットワークやサービス提供体制を活かした面的整備型により体制を構築します。



(3) 障がいを理由とする差別の解消

「障害者差別解消法」では、障がいのある人へ障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と、障がいのある人から申し出があった場合の合理的配慮の提供が示されています。

さらに、これまで行政機関等は合理的配慮の提供が義務づけられていましたが、令和3年5月の障害者差別解消法改正により、令和6年4月1日から事業者にも合理的配慮の提供が義務化されることになりました。このことから、より一層、差別解消に関する普及啓発を行う必要があり、登米市障害者自立支援協議会と連携しながら各種研修会や講演会を開催し、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の提供について正しく理解され、適正に配慮されるよう取り組んでいきます。

また、外見からは障がいや病気があることが分かりにくい人たちが周囲へ支援や配慮をお願いする「ヘルプマーク」「ヘルプカード」についても、その普及啓発が十分に進んでいるとは言い難い状況にあるため、ポスター掲示やホームページへの掲載等、市民への周知をより深めていきます。マークやカードを見かけた人が、安心して支援や配慮ができるように、障がいや病気を正しく理解するための市民向け講演会の開催や、事業所へのパンフレット配布等、効果的な普及啓発に取り組み、誰もが安心して生活ができる地域づくりを目指します。

第4章 第7期障害福祉計画

1 障害福祉計画について

本計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づき策定するもので、障がい者等が自立した生活を送るために必要な支援や障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標等を定めるものです。

2 第7期計画の基本的理念と基本方針

(1) 計画の基本的理念

本計画は、「登米市障害者基本計画」と一体的に策定していることから、基本的理念についても同様に「だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち とめ」とします。

この基本的理念に基づいて、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会の実現を目指します。

(2) 計画の基本方針

①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重しながら、その意思決定を支援するとともに、障がい者等が住み慣れた地域で自立した社会生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

②障がい種別によって差別されない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が、障がいの種別によらず、必要な支援が地域で受けられるよう障がい福祉サービスを障がい特性にも配慮しながら一元的に提供します。

③入所等から地域生活への移行促進、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備

入所施設から地域生活への移行や地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応するとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを構築するため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービスの提供体制の整備を進めます。

④障がい福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくために必要な人材を確保するため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の積極的な周知・広報等に取り組みます。

⑤地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向け、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等を推進します。

《第7期障害福祉計画の成果目標》

- (1) 施設入所者の地域生活への移行（継続）【基本方針：①、③、⑤】
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）
【基本方針：①、②、⑤】
- (3) 地域生活支援の充実（継続）【基本方針：①、⑤】
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等（継続）【基本方針：①、②、③、④、⑤】
- (5) 相談支援体制の充実・強化（継続）【基本方針：④、⑤】
- (6) 障がい福祉サービス等の質の向上（継続）【基本方針：②、④】

3 第6期計画の進捗について

第6期計画期間における成果目標については、令和元年度末時点からの目標値を設定しています。活動指標となる障がい福祉サービスの実績の推移を確認しながら、成果目標の状況を点検・評価します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	103人	
令和5年度末の施設入所者数（B）	【目標値】 101人	推計値
	【実績値】 117人	令和5年度末時点の施設入所者数の見込み
削減見込（A－B）	【目標値】 2人（1.9%）	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
	【実績値】 △14人	
地域生活移行者数	【目標値】 7人（6.8%）	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
	【実績値】 2人（1.9%）	

・取組状況

相談支援や関係事業所との連携により、地域生活に必要なサービスを利用できるよう進めてきましたが、令和5年度見込みの施設入所者は117人となり、削減には至らない見込みとなっています。

また、入所施設からグループホーム等へ移行する地域生活移行者数については、第6期計画の目標値を下回る見込みとなっています。

・評価、改善等

地域生活への移行に関しては、障がい者及び介護(保護)者の高齢化、障がいの重度化や多様化などにより、地域生活への移行がなかなか進まない状況にあります。

また、地域生活への移行先となるグループホームは市内に5事業所(32棟、定員165人)ありますが、常に満床状態に近いことから、相談支援の充実、地域生活支援拠点等の整備を通じた関係事業所との連携強化を図り、施設の増改築の際の増床等を働きかけながら、地域生活移行支援体制を構築します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	備考
協議の場の開催回数	【目標値】 3回/年	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
	【実績値】 2回/年	
参加者数	【目標値】 10人	協議の場における参加者数
	【実績値】 13人	

・取組状況

国の基本指針では、令和5年度末までに全ての市町村において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとされています。本市においても国の基本指針に基づき、令和4年度に協議の場として登米市障害者自立支援協議会課題検討部会として精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を設置し、長期入院患者向け地域移行リーフレットの内容や活用方法等について協議を行いました。

・評価、改善等

令和4年度には部会を3回開催、令和5年度は2回開催し、地域移行リーフレットを作成することができました。今後も継続して、精神科疾患についての周知を行い、偏見をなくす障がい理解の普及啓発等の協議を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	【目標値】 1か所	令和5年度まで
	【実績値】 0か所	

・取組状況

令和5年度の体制整備に向け令和4年7月に開催した障害者自立支援協議会において地域生活支援拠点等整備検討部会を設置し、令和4年度は先行自治体へのヒアリングや登米市の体制構築に向けた検討を行い、令和5年度はロードマップや要綱案の作成、事業所説明会の準備を進めてきましたが、整備には至らず目標は達成できませんでした。

・評価、改善等

国の基本指針において継続目標となっていることも踏まえ、今後は、事業所説明会を実施し、早期の拠点整備へ向け部会等において継続した検討を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度一般就労移行者数 (うち就労移行支援) (うち就労継続支援A型) (うち就労継続支援B型)	5人 (4人) (1人) (0人)	令和元年度の一般就労移行者数
令和5年度一般就労移行者数 (うち就労移行支援) (うち就労継続支援A型) (うち就労継続支援B型)	【目標値】 9人：180% (6人：150%) (2人：200%) (1人)	令和5年度に令和元年度実績の127%以上(全体) 130%以上 (就労移行支援) 126%以上 (就労継続支援A型) 123%以上 (就労継続支援B型)
	【実績値】 9人：180% (3人：75%) (2人：200%) (4人)	

就労定着支援事業の利用者数

項 目	数 値	備 考
令和5年度一般就労移行者数	9人	令和元年度実績（5人）の127%以上（180%）
令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	【目標値】 8人（88.9%）	令和5年度一般就労移行者数の70%以上
	【実績値】 6人（66.7%）	

就労定着支援事業所のうち就労定着率80%以上の事業所

項 目	数 値	備 考
令和元年度末の就労定着率8割以上の事業所	100% (2事業所)	
令和5年度末の就労定着率8割以上の事業所	【目標値】 70.0%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所が全体の70%以上
	【実績値】 66.7%	

・取組状況

就労支援については、就労関係事業所連絡会をはじめ、障がい福祉サービス事業所等の関係機関と検討を重ね、就労支援の向上に努めてきましたが、第6期計画においては、就労定着支援事業の利用者数及び就労定着支援事業所のうち就労定着率80%以上の事業所数で目標値を下回る見込みとなっています。

・評価、改善等

一般就労への移行については目標に達していますが、そのうち就労移行支援は令和元年度実績の75%のため、今後も継続して就労希望者のサービス利用を推進していくことが必要です。

また、就労移行支援事業所数は、令和5年度末で2事業所となっていることから、新規事業所の立ち上げや事業の拡大を働きかけるとともに、障がい福祉サービス事業所における様々な課題を解決しながら、就労への支援向上に取り組めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保

項 目	内 容
令和5年度末までに相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	体制の確保に向けた検討

相談支援体制の充実・強化のための取組

項 目	数 値	備 考
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	【目標値】 10回/年	年間の指導・助言回数
	【実績値】 10回/年	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	【目標値】 16件/年	研修2回×8事業所
	【実績値】 13件/年	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	【目標値】 2回/年	上半期・下半期各1回
	【実績値】 2回/年	

・取組状況

相談支援事業を市内の2事業所へ委託し実施しました。障害者自立支援協議会の専門部会による事例検討等の活動や研修により相談支援事業所間の連携強化や専門員のスキルアップを図りました。

・評価、改善等

基幹相談支援センターは未整備であるため、地域の実情に合った相談支援体制のあり方や、充実・強化に向けた取組を継続して実施していきます。

(6) 障がい福祉サービスの質の向上

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

項 目	数 値	備 考
県が実施する障がい福祉サービスに係る研修等への市町村職員の参加人数	【目標値】 4人／年	年間の各種研修参加職員数
	【実績値】 4人／年	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	【目標値】 1回／年	令和5年度の実施回数
	【実績値】 1回／年	

・取組状況

県が実施する研修等へ参加するほか、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、毎月の国民健康保険団体連合会審査結果の確認及び修正、該当事業所への請求過誤の指摘や修正依頼等を継続して行い、令和5年度に請求過誤の多い事例等の共有を実施しました。

・評価、改善等

今後も継続して、研修等への参加や審査結果の共有等、障がい福祉サービスの質を向上させるための取組を行います。

4 第7期計画における成果目標の設定

国や宮城県の基本指針では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等の主要な課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする成果目標を設定することが求められています。本計画においても、国・県の考え方を踏まえながら次の項目について数値目標等を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・ 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。
- ・ 令和8年度末に、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。

《成果目標》

項目	数値	備考
令和4年度末時点の施設入所者数(A)	115人	
令和8年度末の施設入所者数(B)	109人	推計値
【目標値】 削減見込(A-B)	6人(5.2%)	令和4年度末の5%以上削減
【目標値】 地域生活移行者数	7人(6.1%)	令和4年度末施設入所者数の6%以上

＜目標設定の考え方＞

国の基本指針に基づき、令和4年度末の施設入所者数115人を基準とし、施設入所者削減数は、令和4年度末時点の施設入所者(115人)の5.2%削減にあたる109人を目標とします。

また、地域生活移行者数は令和4年度末時点の施設入所者(115人)の6.1%にあたる7人を目標とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数の見込み及び関係者の参加者数の見込みを設定する。

《成果目標》

項目	数値	備考
協議の場の開催回数	2回/年	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
参加者数	12人	協議の場における参加者数

＜目標設定の考え方＞

国の指針では、精神障がい者が安心して地域で生活することができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、全ての市町村において保健、医療、福祉関係者等による協議が行われることを基本としています。本市においても国の基本指針に基づき、上記のとおり成果目標を設定し、地域生活に必要な支援体制のあり方等について検討していきます。

(参考)

精神科病床に入院している患者数

単位：人

病院住所市町名	登米市	涌谷町	石巻市	大崎市	仙台市	栗原市	気仙沼市
入院者数	35	21	17	11	8	6	4

病院住所市町名	川崎町	富谷市	名取市	塩竈市	一関市	花巻市	計
入院者数	1	1	1	1	1	1	108

資料：ReMHRAD 2022年度630調査(地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース：2022年6月末時点)

※登米市に元住所のある患者が、どこの自治体の精神科病院に入院(1年以上)しているかを表しています。

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備する。
- ・年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ・コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- ・令和8年度末までに、強度行動障がい有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

《成果目標》

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和8年度末まで
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討	1回/年	

項目	内容
コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	体制の構築に向けた検討
強度行動障がい有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	体制の整備に向けた検討

＜目標設定の考え方＞

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までに整備することとされています。

本市においても関係機関等と更に検討を重ね、「面的な整備」手法により目標年度までに1か所整備し、年1回以上の運用状況の検証や検討を行い、その機能の充実のための体制の構築に向けた検討を行います。

また、強度行動障がい有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に向けた検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ・ 令和8年度中に、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- ・ 就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- ・ 就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とする。
- ・ 就労継続支援B型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とする。
- ・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ・ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とする。
- ・ 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

《成果目標》

一般就労への移行

項目	数値	備考
令和3年度一般就労移行者数 (うち就労移行支援) (うち就労継続支援A型) (うち就労継続支援B型)	7人 (3人) (2人) (2人)	令和3年度の一般就労移行者数
【目標値】 令和8年度一般就労移行者数 (うち就労移行支援) (うち就労継続支援A型) (うち就労継続支援B型)	10人：142.9% (4人：133.3%) (3人：150.0%) (3人：150.0%)	令和8年度に令和3年度実績の128%以上(全体) 131%以上(就労移行支援) 129%以上(就労継続支援A型) 128%以上(就労継続支援B型)

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末の就労移行率 5割以上の事業所	50%	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所が全体の50%以上

就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	備考
令和3年度一般就労移行者数	8人	
【目標値】 令和8年度就労定着支援事業の利用者数	12人(150%)	令和3年度一般就労移行者数の141%以上

就労定着支援事業所の就労定着率

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末の就労定着率7割以上の事業所	25%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所が全体の25%以上

<目標設定の考え方>

障がい福祉施設から一般就労への移行を進めるため、国の基本指針では、就労支援における障がい保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組む必要性があることから、成果目標を設定することとされています。

このため、数値目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえ、現状を考慮し設定しました。

(5) 相談支援体制の充実・強化

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、地域の相談支援体制の強化に努める。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行い、これらの取組を行うため必要な協議会の体制を確保する。

《成果目標》

相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保

項目	内容
基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	体制の確保に向けた検討
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制の確保	体制の確保に向けた検討

相談支援体制の充実・強化のための取組

項目	数値	備考
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	10回/年	年間の指導・助言回数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	14件/年	研修2回×7事業所
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	2回/年	上半期・下半期各1回

＜目標設定の考え方＞

現在、市内の2事業所に相談支援の窓口を委託していますが、地域における相談支援の中核を担う基幹相談支援センターは未整備であるため、その整備検討も含め、地域の実情に合った相談支援体制のあり方や、その充実・強化に向けた取組を今後も継続して検討していきます。

また、充実・強化のための取組として、自立支援協議会の専門部会の活動や研修を通じ、相談支援事業所間の連携強化や専門員のスキルアップを図っていきます。

(6) 障がい福祉サービスの質の向上

【国の基本指針】

- ・ 令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。
- ・ 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行う。
- ・ 自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保する。

〈成果目標〉

障がい福祉サービスの質を向上に向けた体制の構築

項目	内容
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	体制の構築に向けた検討

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	数値	備考
県が実施する障がい福祉サービスに係る研修等への市町村職員の参加人数	4人/年	年間の各種研修参加職員数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回/年	令和8年度の実施回数

〈目標設定の考え方〉

宮城県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修を活用するとともに、本市の障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検討を行います。

また、自立支援審査支払等システムを活用し、毎月の国保連審査結果の確認及び修正、事業所への請求過誤の指摘や修正依頼等を継続して行い、請求過誤を防止するとともに、適正な運営を行う事業所の確保等、体制の構築に向けた検討を行います。

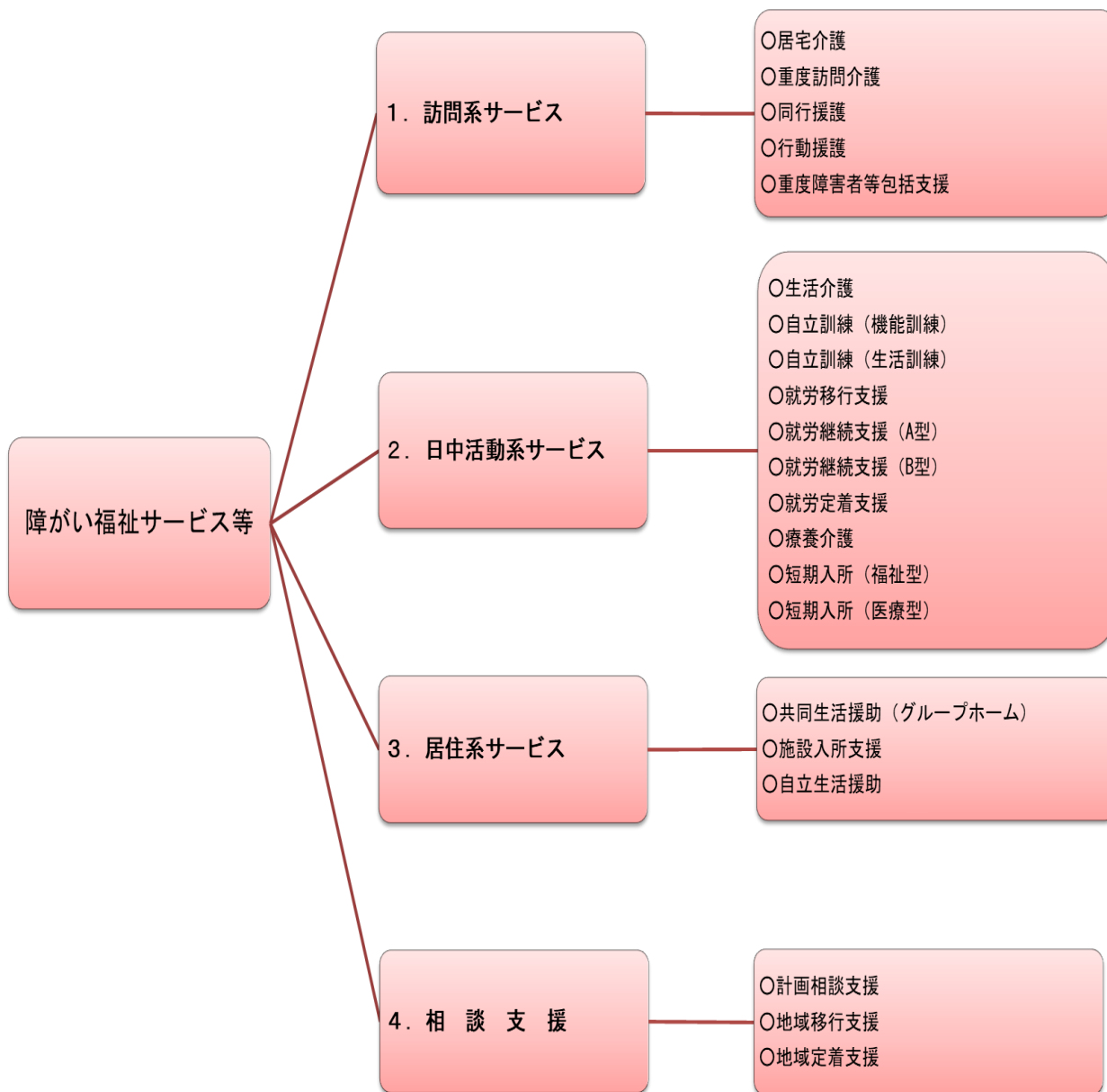
5 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

サービス見込量の推計方法

障がい福祉サービスの見込量については、これまでのサービス利用実績の推移を基本に、障がい者の利用意向や事業所のサービス供給体制を勘案しながら設定します。

なお、令和5年度実績は、これまでの利用実績を踏まえた推計値を掲載します。

【障がい福祉サービス等の体系】



(1) 訪問系サービス

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護	自宅で、入浴や排せつ、食事等の介護、調理、掃除・洗濯等の家事などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供、移動等の援護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

訪問系サービスの実績と見込量

サービス名	年度		第6期（実績・見込み）			第7期（計画）		
	項目		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
訪問系サービス	利用量 (時間/月)	計画	1,111	1,111	1,111	第7期よりサービスの種類ごとに見込量を設定		
		実績	1,226	1,175	1,310			
	実利用者数 (人/月)	計画	63	63	63			
		実績	65	63	63			
居宅介護	利用量 (時間/月)	計画	-	-	-	1,122	1,122	1,122
		実績	1,119	1,171	1,122	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	-	-	-	59	59	59
		実績	63	62	59	-	-	-
重度訪問介護	利用量 (時間/月)	計画	-	-	-	86	86	86
		実績	0	0	86	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	-	-	-	2	2	2
		実績	0	0	2	-	-	-
同行援護	利用量 (時間/月)	計画	-	-	-	4	4	4
		実績	9	4	4	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	-	-	-	1	1	1
		実績	1	1	1	-	-	-
行動援護	利用量 (時間/月)	計画	-	-	-	98	98	98
		実績	98	0	98	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	-	-	-	1	1	1
		実績	1	0	1	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

前計画の見込量を上回る利用量となっているものの、実利用者数は緩やかな減少傾向にあり、今後介護者の高齢化などを背景とした新規の利用者も予想されることから、現在の利用実績を基に見込量を設定します。なお、第7期計画から、サービスの種類ごとに見込量を設定します。

「重度障害者等包括支援」については、利用実績がなく市内に提供可能な事業所がないことから見込量を設定していません。

利用者ニーズに応じたサービス提供のため、関係機関と連携し、障がい福祉のしおりを活用した窓口での説明やホームページへの掲載を通じて利用促進を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービスの種類	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人について、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活が営めるよう、身体機能の回復・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活が営めるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型（雇用型）	一般企業などでの就労が困難な方に、雇用契約の締結により働く場を提供し、就労に必要な知識おとび能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型（非雇用型）	一般企業などでの就労が困難で、雇用契約の締結による就労が困難な方に働く場を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う環境の変化により、生活面での課題が生じている人に、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、病院での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型、医療型）	在宅の障がい者を介護する方が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などの必要な保護を行います。

日中活動系サービスの実績と見込み

サービス名	年度 項目		第6期（実績・見込み）			第7期（計画）		
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
生活介護	利用量 (人日分/月)	計画	5,200	5,240	5,280	5,851	6,002	6,157
		実績	5,301	5,560	5,704	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	260	262	264	282	286	291
		実績	264	272	277	-	-	-
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日分/月)	計画	21	21	21	15	15	15
		実績	13	40	15	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	3	3	3	3	3	3
		実績	2	5	3	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日分/月)	計画	245	245	245	106	106	106
		実績	3	4	106	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	10	10	10	3	3	3
		実績	2	1	3	-	-	-
就労移行支援	利用量 (人日分/月)	計画	442	459	476	447	447	447
		実績	295	361	447	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	26	27	28	25	25	25
		実績	17	20	25	-	-	-
就労継続支援 A型	利用量 (人日分/月)	計画	1,575	1,680	1,785	1,419	1,463	1,508
		実績	1,442	1,335	1,376	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	75	80	85	68	71	73
		実績	75	64	66	-	-	-
就労継続支援 B型	利用量 (人日分/月)	計画	4,028	4,180	4,332	4,857	5,207	5,582
		実績	3,926	4,226	4,531	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	212	220	228	254	269	285
		実績	208	227	240	-	-	-
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	計画	12	13	13	6	7	7
		実績	8	6	6	-	-	-
療養介護	実利用者数 (人/月)	計画	20	20	20	20	20	20
		実績	20	21	20	-	-	-
短期入所	利用量 (人日分/月)	計画	204	204	204	374	414	458
		実績	271	305	338	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	26	26	26	37	39	41
		実績	27	33	35	-	-	-

※「人日分」＝「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

◆見込みの考え方と確保の方策

利用実績により利用量及び実利用者数の増加を見込んでいますが、「自立訓練」、「就労移行支援」及び「療養介護」は、これまでの実績の推移が一定でないことから、現在の利用実績を基に見込みを設定します。

「就労選択支援」は、新たな障がい福祉サービスで、令和7年度内を目途に開始される予定のため、現時点で需要が図れないことから見込量を設定しません。

サービス提供体制確保のため、事業所の定員拡大や新規開設等を促進するとともに、市内及び周辺自治体の事業所と連絡調整を図り、サービス利用を支援していきます。

(3) 居住系サービス

サービスの種類	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助または、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。平成26年4月から共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助に一元化されました。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
自立生活援助	障がい者支援施設等からひとり暮らしへの移行を希望する方の居宅を一定の期間で定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、随時の相談や要請があった際に訪問、電話、メール等による支援を行います。

居住系サービスの実績と見込量

サービス名	年度 項目		第6期(実績)			第7期(見込量)		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
共同生活援助	実利用者数 (人/月)	計画	141	146	152	150	154	158
		実績	136	142	146	-	-	-
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	計画	103	102	101	120	123	125
		実績	112	115	117	-	-	-
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

利用実績により、実利用者数の増加を見込んでいます。

「自立生活援助」は、これまでサービス利用の実績はありませんが、地域移行が進むことによる新規利用者を見込んでいます。

サービス提供体制確保のため、市内外の事業所との連絡調整を図るとともに、新規開設等に協力を求めています。

「自立生活援助」は、市内に事業所がなく、県内でも事業所が少ないため、利用希望があった際には事業所との調整等、サービス利用に向けた支援を行います。

(4) 相談支援

サービスの種類	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する人の自立した日常生活などを支えるため、解決すべき課題や支援の方法をプラン化し、適切で効果的なサービス利用となるようサービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	支援施設などに入所している人や精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域での生活に移行するために必要な相談や支援を行います。
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域生活に移行した障がい者等が安定して地域生活を営めるよう、障がいの特性によって生じた緊急事態などに対応する支援を行います。

相談支援の実績と見込量

サービス名	年度 項目		第6期（実績・見込み）			第7期（計画）		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	計画	135	143	152	148	151	153
		実績	124	143	145	-	-	-
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	0	2	2	-	-	-
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

利用者の増加傾向と現在の実績を考慮して、見込量を設定します。

「地域定着支援」は、第6期ではサービス利用実績はありませんでしたが、利用促進による新規利用者を見込んでいます。

市内事業所と利用者の増加や状況に合わせた相談支援が行えるよう事業所との連携強化を図っていきます。

「地域移行支援」及び「地域定着支援」は、施設入所者や精神科病院入院者が地域生活へスムーズに移行できるよう、利用の促進を図ります。

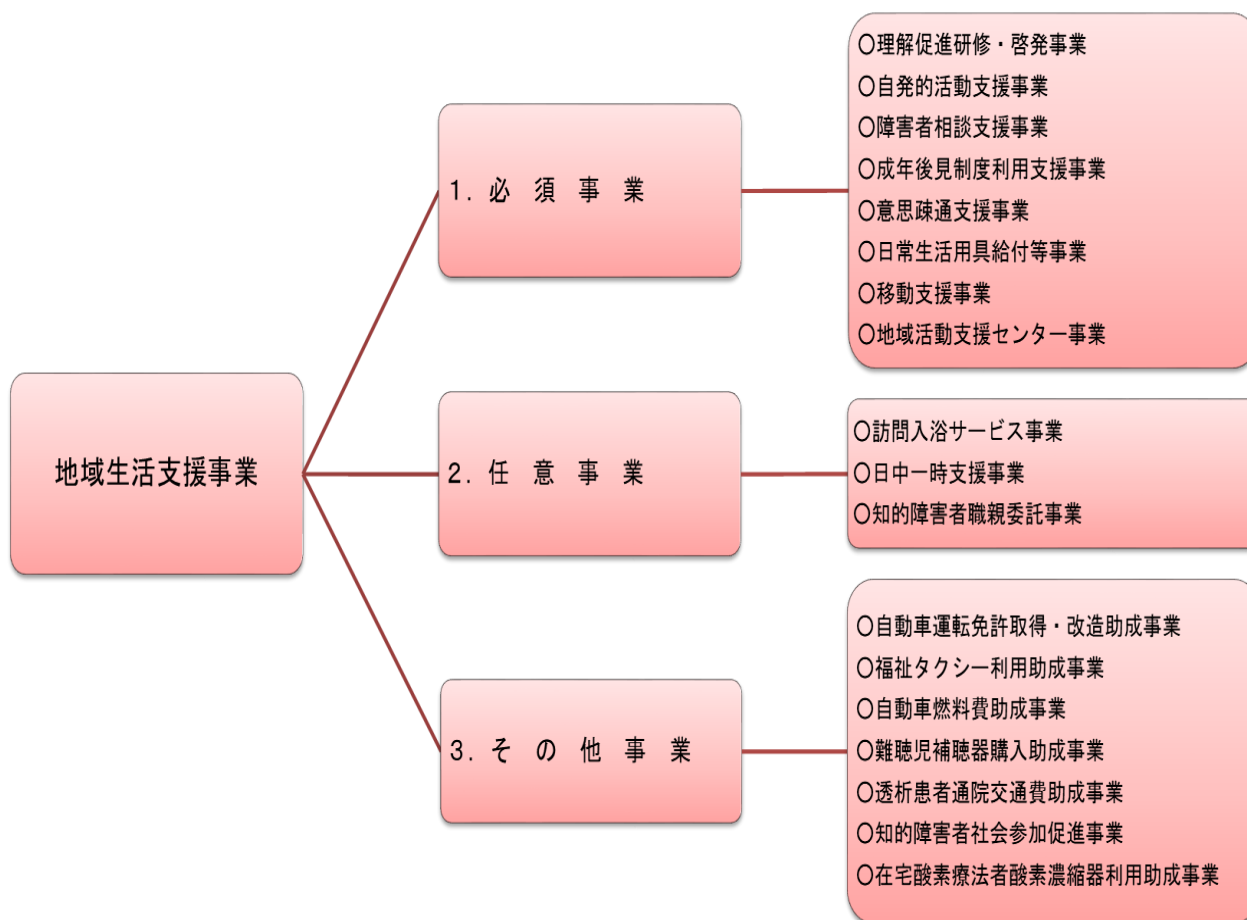
6 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

サービス見込量の推計方法

地域生活支援事業の見込量については、これまでのサービス利用実績の推移を基本に、障がい者の利用意向や事業所のサービス供給体制を勘案しながら設定します。

なお、令和5年度実績は、これまでの利用実績を踏まえた推計値を掲載します。

【地域生活支援事業の体系】



(1) 地域生活支援事業（必須事業）

サービスの種類	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民などによる地域での自発的な取組の支援を行います。

サービスの種類	サービスの内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援などを行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者または精神障がい者などの権利擁護のため、成年後見制度の利用支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため意思疎通を図ることが困難な人に手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るために、自立生活支援用具等の給付または貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者へ外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作活動や生産活動、社会交流活動などの機会の提供をします。

地域生活支援事業（必須事業）の実績と見込量

サービス名	項目	年度	第6期（実績・見込み）			第7期（計画）		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	-	-	-
自発的活動支援事業	実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	-	-	-
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2	-	-	-
地域自立支援協議会	実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	-	-	-
成年後見制度利用支援事業	実利用者数（人）	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	0	0	1	-	-	-
意思疎通支援事業	手話通訳相談員設置事業（設置人数）	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	-	-	-
	手話通訳者派遣事業（利用件数）	計画	10	10	10	10	10	10
		実績	5	8	7	-	-	-
	要約筆記者派遣事業（利用件数）	計画	5	5	5	5	5	5
		実績	1	0	0	-	-	-
	重複障害者（児）入院時支援員派遣事業（設置人数）	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-

サービス名	年度 項目		第6期（実績・見込み）			第7期（計画）		
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具 (件/年)	計画	8	10	12	8	10	12
		実績	6	5	6	-	-	-
	自立生活支援用具 (件/年)	計画	15	17	19	10	12	14
		実績	6	8	8	-	-	-
	在宅療養等支援用具 (件/年)	計画	17	19	21	12	14	16
		実績	8	10	10	-	-	-
	情報・意思疎通支援用具 (件/年)	計画	29	30	30	30	30	30
		実績	30	28	30	-	-	-
	排せ管理支援用具 (件/年)	計画	2,231	2,240	2,250	2,340	2,350	2,360
		実績	2,343	2,322	2,330	-	-	-
	居宅生活動作補助用具(住宅改修) (件/年)	計画	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3	-	-	-
移動支援事業	実施箇所数 (箇所)	計画	6	6	6	7	7	7
		実績	7	7	7	-	-	-
	利用人数 (人/年)	計画	15	15	15	12	12	12
		実績	14	13	12	-	-	-
	利用時間 (時間/年)	計画	530	535	540	400	400	400
		実績	473	401	400	-	-	-
地域活動支援 センター事業	実施箇所数 (箇所)	計画	3	2	2	2	2	2
		実績	3	3	2	-	-	-
	実利用人数 (人/年)	計画	50	40	40	30	32	34
		実績	32	37	28	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

利用実績に基づき見込量を設定しています。

「意思疎通支援事業」は、手話通訳相談員の設置や派遣事業については、利用者に浸透しているため利用見込みは現状維持としました。

「移動支援事業」は、利用人数と利用時間は減少傾向にありますが、実施箇所数が計画値を上回ったことから、急な利用の集中にも対応できるよう維持を図ります。

「地域活動支援センター事業」は、令和2年度までは6か所体制でしたが、利用者の減少や施設の老朽化等により統廃合を進め、令和3年度より3か所、令和5年度から2か所体制とし、今後も効率的な運営に努め、利用の促進を図ります。

ニーズに応じた適切なサービス提供ができるよう、委託相談支援事業所を中心とした相談支援の充実を図り、障害者自立支援協議会等により関係機関との連携を強化します。

また、ニーズを把握しながら、各事業が活用されるよう周知を図ります。

(2) 地域生活支援事業（任意事業）

サービスの種類	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	居宅における入浴が困難な障がい者に、訪問入浴車の派遣を行います。
日中一時支援事業	日中の活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援や一時的な休息のための預かりを行います。
知的障害者職親委託事業	知的障がい者が自立更生を図るために、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等（職親）のもとで生活指導や技能習得訓練などを行います。

地域生活支援事業（任意事業）の実績と見込み

サービス名	年度 項目		第6期（実績・見込み）			第7期（計画）		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問入浴サービス事業	実施箇所数 （箇所）	計画	5	5	5	3	3	3
		実績	3	3	3	-	-	-
	利用人数 （人／年）	計画	12	12	12	8	8	8
		実績	11	9	8	-	-	-
	延利用回数 （回／年）	計画	710	710	710	530	530	530
		実績	760	540	530	-	-	-
日中一時支援事業	実施箇所数 （箇所）	計画	19	19	19	19	19	19
		実績	18	19	19	-	-	-
	利用人数 （人／年）	計画	185	190	195	180	180	180
		実績	178	169	180	-	-	-
	延利用回数 （回／年）	計画	13,600	13,600	13,600	13,800	13,800	13,800
		実績	12,086	11,812	13,800	-	-	-
知的障害者 職親委託	利用者数 （人／年）	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

「訪問入浴サービス事業」は、年度により利用実績に差異があり、相対的にみると、利用者の介護保険事業への移行等もあり、利用人数及び回数は鈍化しているため、現在の利用実績を基に見込量を設定します。

「日中一時支援事業」は、これまでの実績の推移が一定でないことから、現在の利用実績を基に見込量を設定します。

「知的障害者職親委託」は、障害者総合支援法の訓練サービスにシフトし、利用がありませんが、障がい者の就業に対する選択が幅広く行われるよう情報提供を図ります。今後も、急な利用の集中にも対応できるよう維持を図ります。

また、ニーズを把握しながら、各事業が活用されるよう周知を図ります。

(3) その他事業

サービスの種類	サービスの内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許取得にかかる費用や運転する自動車の改造費用を助成します。
福祉タクシー利用助成事業	タクシー利用料金の初乗り運賃相当額を助成します。
自動車燃料費助成事業	社会参加などのため使用する自動車の燃料費を助成します。
難聴児補聴器購入助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児が必要とする補聴器の購入費を助成します。
透析患者通院交通費助成事業	人工透析を受けるため医療機関へ通院する費用を助成します。
知的障害者社会参加促進事業	知的障がい者の地域交流活動や社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション活動の事業を行います。
在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業	在宅で酸素濃縮器を使用している方の電気料金を助成します。

地域生活支援事業（任意事業）の実績と見込量

サービス名	項目	年度	第6期（実績・見込み）			第7期（計画）		
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数 （人／年）	計画	10	10	10	10	10	10
		実績	9	8	13	-	-	-
福祉タクシー利用助成事業	利用者数 （人／年）	計画	300	300	300	120	120	120
		実績	231	204	120	-	-	-
自動車燃料費助成事業	利用者数 （人／年）	計画	180	180	180	160	160	160
		実績	166	162	160	-	-	-
難聴児補聴器購入助成事業	利用者数 （人／年）	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	1	3	2	-	-	-
透析患者通院交通費助成事業	利用者数 （人／年）	計画	124	125	126	110	110	110
		実績	115	117	110	-	-	-
知的障害者社会参加促進事業	利用者数 （人／年）	計画	500	500	500	200	200	200
		実績	116	110	200	-	-	-
在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業	利用者数 （人／年）	計画	43	43	43	30	30	30
		実績	40	33	30	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

これまでの実績の推移が一定でないことから、現在の利用実績を基に見込量を設定します。

「福祉タクシー利用助成事業」は、利用者が減少傾向にあり、令和5年度の対象者見直しによりさらに減少しています。

ニーズを把握しながら、各事業が活用されるよう、手帳交付時等に障がい福祉のしおりなどによる周知を行いながら利用拡大を図ります。

「自動車運転免許取得・改造助成事業」は、障がい者が地域で自立した生活を送るために必要な事業であることから、支援学校などの協力を得ながら利用促進を図ります。

「難聴児補聴器購入助成事業」は、難聴児が適切に事業を利用できるよう、市内小中学校等での周知を図ります。

「透析患者通院交通費助成事業」は、透析患者の通院時の負担を軽減する事業として、医療機関と連携し事業が利用されるよう努めます。

「知的障害者社会参加促進事業」は、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベントの中止及び縮小により利用者数が減少していましたが、5類感染症に移行したことから利用者の増加を図ります。

第5章 第3期障害児福祉計画

1 障害児福祉計画について

本計画は、児童福祉法（第33条の20第1項）に基づき策定するもので、障害児の健やかな育成のために必要な支援や障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を定めるものです。

2 第3期計画の基本的理念

（1）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援の推進に当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要となります。このため、障害児とその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制の構築を図ります。

また、幼稚園、小・中学校に在籍する障害のある幼児、児童、生徒の発達及び学習を支援する特別支援教育の充実を図るとともに、地域の保健、医療、障害福祉、就労支援等の関係機関とのネットワークを構築し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けやすくすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

《成果目標の設定》

- （1）重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進（新規）
- （2）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（継続）
- （3）医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置（継続）
- （4）発達障害者等に対する支援（継続）

3 第2期計画の進捗について

第2期計画期間における成果目標については、国の基本指針及び地域の実情を踏まえ、目標値を設定しています。本市における障がい児支援の提供体制の状況について、成果目標に照らし点検・評価を行います。

(1) 主に重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保

項目	数 値	備 考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	【目標値】 2 か所以上	令和5年度末までに設置
	【実績値】 1 か所	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	【目標値】 2 か所以上	令和5年度末までに設置
	【実績値】 1 か所	

・ 取組状況

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、国の基本指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することとされています。

本市においては、主に重症心身障がい児を支援する事業所は1事業所となっています。

・ 評価、改善等

上記の事業所のほかにも重症心身障がい児の支援を行う事業所は1か所あり、ニーズに対する体制が確保されていることから、今後も事業所との協力体制のもと、必要なサービスが提供される体制を維持します。

(2) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	数値	備考
協議の場の設置	【目標値】 1か所	令和5年度末までに設置
	【実績値】 1か所	
コーディネーターの配置	【目標値】 1人	令和5年度末までに設置
	【実績値】 0人	

・取組状況

国の基本指針においては、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

本市においては、国の基本指針を踏まえ、令和2年度に自立支援協議会の課題検討部会として「医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場」を設置し、現状と課題や災害時の避難等について協議を行いました。コーディネーターの設置には至りませんでした。

・評価、改善等

今後も医療的ケア児等に対する適切な支援が提供できるよう継続して協議を行います。

(3) 発達障がい者支援の一層の充実について

項目	数 値	備 考
ペアレントトレーニング※5やペアレントプログラム※6等の支援プログラム等の受講者数	【目標値】 7人	令和5年度受講者数
	【実績値】 4人	
ペアレントメンター※7の人数	【目標値】 1人	令和5年度末の人数
	【実績値】 0人	
ピアサポート※8活動への参加人数	【目標値】 7人	令和5年度参加人数
	【実績値】 7人	

・取組状況

国の基本指針においては、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ることとされています。

本市においては、児童発達支援センター事業委託によりペアレントプログラム等を実施しましたが、ペアレントメンター人数の実績値は0人となっています。

・評価、改善等

今後も、児童発達支援センター事業委託によりペアレントプログラム等を実施するとともに、県事業の活用等により、支援体制の充実に向けた取組を行います。

- ※5 ペアレントトレーニングとは、保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とするものです。
- ※6 ペアレントプログラムとは、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる、より簡易なプログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。
- ※7 ペアレントメンターとは、発達障がいのある人の子育てを経験した親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して、相談や助言を行う人のことです。
- ※8 ピアサポートとは、障がいのある人自身やその家族が悩みを共有することや、情報交換のできる交流のことです。

4 第3期計画における成果目標の設定

障がい児支援の体制整備を進めるため、令和8年度を目標年次として、次に掲げる事項について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、数値目標を設定します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを1カ所以上設置する。
- ・令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

《成果目標》

項目	数値	備考
児童発達支援センター	1カ所	1カ所設置済み

項目	内容
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	保育所等訪問支援 1事業所利用可能

＜目標設定の考え方＞

本市においては、第1期計画策定前から児童発達支援センターこじかを設置しています。

児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、全市的に地域の障がい児やその家族への相談・支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として充実を図ります。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）については、本市では1事業所で保育所等訪問支援を実施しています。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する。

《成果目標》

項目	数値	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1カ所以上	1カ所設置済み
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1カ所以上	1カ所設置済み

＜目標設定の考え方＞

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とすることとされています。

本市においては、主に重症心身障がい児を支援する事業所は1事業所となっていますので、今後同事業所との協力体制のもと、必要なサービスが提供される体制を維持します。

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- ・令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

《成果目標》

項目	数値	備考
協議の場の設置	1か所	令和2年度に設置済み
コーディネーターの配置	1人	令和8年度末までに配置

＜目標設定の考え方＞

国の基本指針においては、令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。本市においては、令和2年度に自立支援協議会の課題検討部会として「医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場」を設置しており、今後も医療的ケア児等に対する適切な支援が提供できるよう協議を行うとともに、コーディネーターの配置や連携の方法等について検討していきます。

(4) 発達障がい者等に対する支援

【国の基本指針】

- ・保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築する。

《活動指標》

項目	数値	備考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	7人	令和8年度受講者数
ペアレントメンターの人数	1人	令和8年度末の人数
ピアサポート活動への参加人数	7人	令和8年度参加人数

＜指標の捉え方＞

市内の実態やニーズを把握しながら、支援プログラムやピアサポート活動の実施については児童発達支援センター事業委託により実施するとともに、ペアレントメンターについては県との連携で制度の周知や事業の活用を進めていきます。

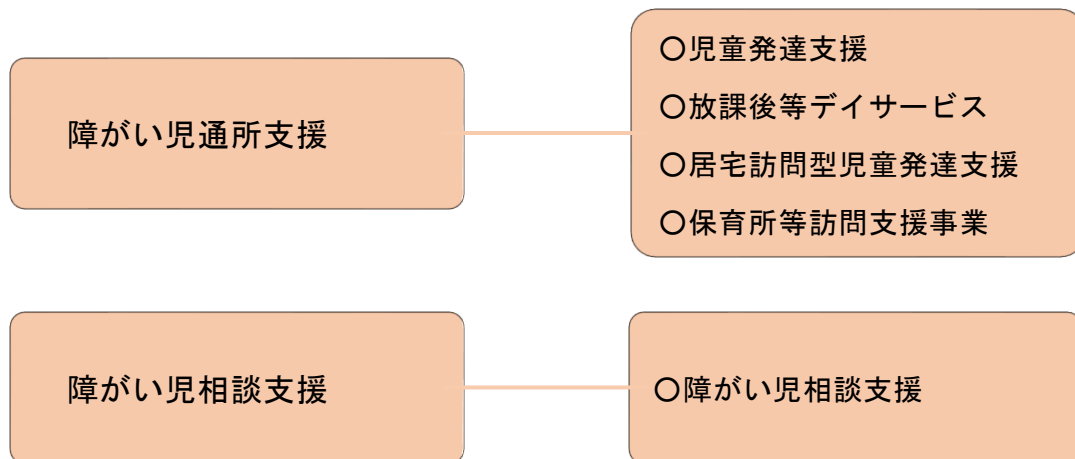
5 障がい児通所支援等の見込量と確保の方策

見込量の推計方法

障がい児通所支援の見込量については、これまでのサービス利用実績の推移を基本に、障がい児の利用意向や事業所のサービス供給体制を勘案しながら設定します。

なお、令和5年度実績は、これまでの利用実績を踏まえた推計値を掲載します。

【障がい児通所支援等の体系】



(1) 障がい児通所支援

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導や知識技能、集団生活への適応訓練などを行います。(未就学児対象)
放課後等デイサービス	学校の放課後や夏休みなどの長期休暇中に、障がい児の生活能力向上、自立の促進のために必要な訓練等を行います。(就学児対象)
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児に対して、自宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児や保育所の職員に対して、障がい児が集団生活へ適応するための専門的な支援などを行います。

障がい児通所支援の実績と見込量

サービス名	年度 項目		第2期(実績・見込み)			第3期(計画)		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	利用量 (人日分/月)	計画	403	429	455	516	574	639
		実績	347	417	464	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	31	33	35	40	45	50
		実績	30	33	37	-	-	-
放課後等 デイサービス	利用量 (人日分/月)	計画	1,410	1,455	1,500	1,832	1,941	2,056
		実績	1,393	1,633	1,730	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	94	97	100	114	121	127
		実績	89	103	109	-	-	-
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (人日分/月)	計画	4	4	4	4	4	4
		実績	0	0	0	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-
保育所等 訪問支援	利用量 (人日分/月)	計画	24	24	24	22	24	26
		実績	0	18	20	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	計画	12	12	12	22	24	26
		実績	0	18	20	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

利用実績により、利用量及び実利用者数の増加を見込んでいます。

新規事業所開設などの働きかけを行い事業所の確保に努めます。

「居宅訪問型児童発達支援」は、市内に事業所がなく、かつ県内でも居宅訪問型児童発達支援事業所が少ないため、今後も引き続き、市内におけるサービス提供体制について検討していきます。

「保育所等訪問支援」は、通所のサービスに比較して利用が少ないことから、サービスの周知についても取り組んでいきます。

(2) 障がい児相談支援

サービスの種類	サービスの内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がい児の自立した生活を支えるため、解決すべき課題や支援の方法をプラン化し、適切で効果的なサービス利用となるようサービス等利用計画を作成します。

障がい児相談支援の実績と見込み

項目		第2期（実績・見込み）			第3期（計画）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
実利用者数 （人／月）	計画	25	27	30	17	18	20
	実績	18	14	15	-	-	-

◆見込みの考え方と確保の方策

前計画の見込みを下回る利用実績となっておりますが、増加が見込まれます。

市内事業所は5か所ですが、事業所の確保に努めながら、相談支援の強化と相談支援サービス提供の拡大を図ります。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の整備

本計画の施策を効果的に推進するため、保健・医療・福祉の関係各部署が一体となった支援ネットワークを確保し、教育や住宅・都市計画などの関連部署や雇用などの関係機関との連携をさらに強化するとともに、全庁的な取組を行います。

(2) 地域との連携

本計画を推進するに当たっては、地域の理解や協力が不可欠です。地域でのつながりは、震災を機にその重要性があらためて認識されたところであり、地域で安心して暮らせる環境づくりに民生委員・児童委員や行政区、自主防災組織などとの連携を図ります。

(3) 宮城県・他市町村等との連携

本計画の推進に当たっては、サービスの提供や人材育成など、広域的な対応が必要となります。そのため、宮城県、他市町村及び障がい福祉サービス等事業者などと連携を図り、サービス提供体制の確保を図ります。

2 計画の点検・評価

(1) 計画の点検・評価

障害福祉計画は、障がい者の生活に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら改善を重ね、着実に取組を進めていく必要があります。

そのため、計画については定期的に進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には対応していくことが求められます。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について定期的に調査・分析、評価を行い、必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

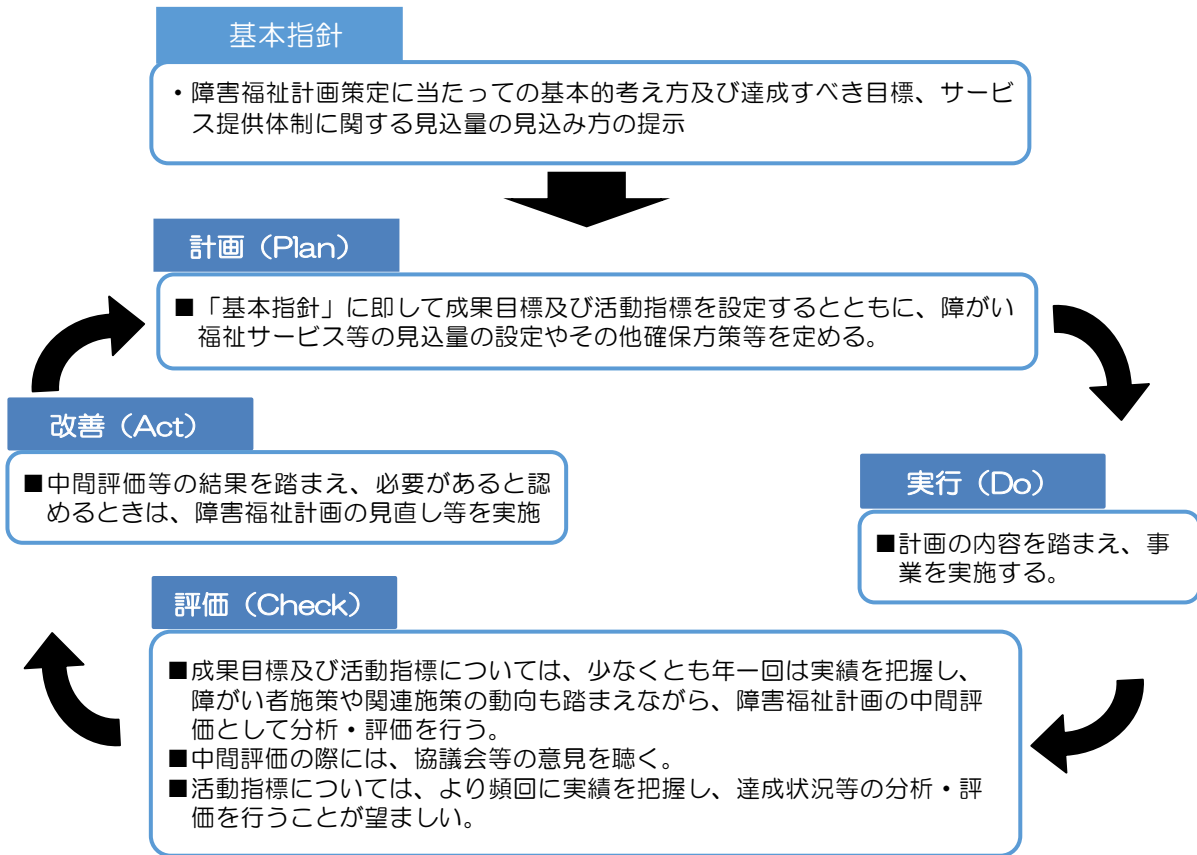
(2) 計画におけるPDCAサイクル

第7期計画に係る国の基本指針に即して定めた数値目標は、「成果目標」、各サービスの見込量は「活動指標」となります。市は、PDCAサイクルに沿って事業を実施し、その上で、「成果目標」及び「活動指標」について、少なくとも年1回、進捗状況・達成状況を登米市障害者自立支援協議会へ報告し、計画の中間評価として評価を受けます。

※「成果目標」とは、障がい福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。

※「活動指標」とは、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障がい福祉サービス等の提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの。

障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスイメージ



第7期登米市障がい者プラン
障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発行／登米市

編集／福祉事務所 生活福祉課

登米市南方町新高石浦 130 番地

TEL 0220(58)5552

E-mail : seikatufukusi@city.tome.miyagi.jp